

第 2 回

熊本県議会

# 文教治安常任委員会会議記録

平成23年6月28日

開 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 文教治安常任委員会会議記録

平成23年6月28日（火曜日）  
 午前10時1分開議  
 午後0時46分閉会

委 員 西 聖 一  
 委 員 淵 上 陽 一  
 欠席委員（なし）  
 委員外議員（なし）

本日の会議に付した事件

- 平成23年度主要事業等説明  
 議案第1号 平成23年度熊本県一般会計補  
 正予算（第2号）  
 議案第6号 熊本県立学校条例の一部を改  
 正する条例の制定について  
 議案第7号 熊本県警察の職員の特殊勤務  
 手当に関する条例の一部を改正する条例  
 の制定について  
 議案第16号 専決処分の報告及び承認につ  
 いて  
 議案第17号 専決処分の報告及び承認につ  
 いて  
 報告第1号 平成22年度熊本県一般会計繰  
 越明許費繰越計算書の報告についてのう  
 ち  
 報告第6号 平成22年度熊本県一般会計事  
 故繰越し繰越計算書の報告についてのう  
 ち  
 報告第10号 専決処分の報告について  
 閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に  
 ついて  
 報告事項  
 県立特別支援学校整備計画について

説明のため出席した者

- 教育委員会  
 教育長 山 本 隆 生  
 総括審議員兼教育次長 岩 瀬 弘 一  
 総括審議員兼教育次長 阿 南 誠一郎  
 教育次長 松 永 正 男  
 教育政策課長 田 中 信 行  
 高校教育課長 瀬 口 春 一  
 義務教育課長 谷 口 慶 志 郎  
 学校人事課長 柳 田 誠 喜  
 社会教育課長 石 川 仙 太 郎  
 人権同和教育課長 川 上 修 治  
 文化課長 小 田 信 也  
 体育保健課長 城 長 眞 治  
 首席審議員兼施設課長 後 藤 泰 之  
 高校整備政策監兼  
 高校整備推進室長 山 本 國 雄  
 警察本部  
 本部長 中 尾 克 彦  
 警務部長 金 高 弘 典  
 生活安全部長 古 川 隆 幸  
 刑事部長 吉 田 親 一  
 交通部長 中 野 洋 信  
 警備部長 吉 村 郁 也  
 首席監察官 池 部 正 剛  
 参事官兼警務課長 吹 原 直 也  
 参事官兼会計課長 田 上 隆 章  
 理事官兼総務課長 赤 星 裕  
 参事官兼  
 生活安全企画課長 堀 江 伸  
 参事官兼刑事企画課長 吉 長 立 志

出席委員（8人）

- 委 員 長 重 村 栄  
 副委員長 高 木 健 次  
 委 員 小 杉 直  
 委 員 氷 室 雄一郎  
 委 員 松 田 三 郎  
 委 員 森 浩 二

参事官(運転免許) 江 藤 弘 文  
理事官兼交通規制課長 高 野 利 文  
参事官兼警備第一課長 高 橋 功 作

事務局職員出席者

議事課課長補佐 井 隆 彦  
政務調査課主幹 板 橋 徳 明

午前10時1分開議

○重村栄委員長 それでは、ただいまより第2回文教治安常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に若い方が4名傍聴の申し出がっておりますので、これを認めることといたしました。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

さきの委員会におきまして、委員長を御下命いただきました重村でございます。ことし1年間、高木副委員長とともども委員会の運営に努めてまいりたいと思います。委員の皆さん方は当然でございますけれども、執行部の皆さん方におかれましても、この委員会が活発に議論され、そして、県政発展のためになりますように御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。どうか1年間よろしくお願いいたします。お世話になります。(拍手)

続きまして、高木副委員長からごあいさつをいたします。

○高木健次副委員長 皆さんおはようございます。同じくさきの委員会で副委員長に選任をいただきました高木でございます。今後1年間、重村委員長を補佐し、一生懸命円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思います。また、委員各位、執行部の皆さん方には御協力の方をよろしくお願い申し上げます、簡単ですが、ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○重村栄委員長 本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でございますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

なお、自己紹介は課長以上にお願いをいたしまして、審議員、課長補佐につきましては、お手元の委員会資料の幹部職員名簿で御承知いただきたいと思います。

それでは、教育委員会の山本教育長から順次お願いをいたします。

(山本教育長、岩瀬教育次長～後藤施設課長の順に自己紹介)

○重村栄委員長 次に、警察本部の自己紹介をお願いいたします。

(中尾警察本部長、金高警務部長～高木機動隊長の順に自己紹介)

○重村栄委員長 ありがとうございます。

自己紹介が終わりました。この1年間、この皆さん方のメンバーで審議を行いますので、よろしくお願いをいたします。

早速ですけれども、執行部から教育委員会、警察本部の順に主要事業等の説明をお願いいたします。

質疑につきましては、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

また、説明を行われる際は着座のままで結構でございますので、どうぞ御遠慮なく着座のままでお願いいたします。

それでは、教育長から付託議案等も含め総括説明をお願いし、続いて各担当課長から主要事業等について資料に従い順次説明をお願いいたします。できるだけ簡潔に、なおわかりやすく説明をお願いしたいと思います。きょうの一日の流れから行きますと、ちょうど時間が微妙な時間でございまして、昼休みに食い込む可能性が多々ございますので、皆さん方の御協力を得てスムーズに進めたいと思いますので、その旨あわせてお願いを申し上げます。

それでは、まず初めに、山本教育長からお願ひします。

○山本教育長 議案の説明等に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

さきの県議会議員選挙におきまして御当選なされました委員の先生方、まことにおめでとうございます。心からお喜びを申し上げますとともに、教育委員会の施策の推進につきましまして、今後ともなお一層の御支援、御協力を賜りますように心よりお願い申し上げます。

まず、本県教育の大きなよりどころでございます、平成21年2月議会で議決いただきましたくまもと「夢への架け橋」教育プラン、これはことし3年目を迎えております。

このプランは、平成21年度から25年度までの5年間を計画期間とするもので、教育基本法の改正などを踏まえまして、本県の教育が県民一人一人の夢へのかけ橋となりますよう、教育振興に関する方策を総合的に取りまとめたものでございます。今後もこのプランを着実に推進してまいり所存でございます。

次に、本年度教育委員会が取り組みます主な事業の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、学力向上でございます。

基礎学力向上のために、良好な学習環境の整備に取り組みます。

授業の質の向上に向けては、授業力に秀でた教員を授業マイスターに認定し、公開授業や研修会等を通じて授業のスキルなどの伝授を進めます。

児童生徒の学力向上対策につきましては、生活環境などから生じている教育格差を小学校低学年から早期に解消するための実践研究を行い、基礎学力の確実な定着を引き続き推進してまいります。また、中学生の英語力向上については、新たに本県独自の英語音声教材を開発いたします。

次に、環境教育でございます。

児童生徒の水俣病についての正しい理解を図り、環境保全活動や環境問題の解決に意欲的にかかわろうとする態度や能力を育成するために、県内すべての小学5年生が水俣市に行きまして学習できるよう支援してまいります。

道徳教育でございます。

本県独自の道徳教育用の教材「熊本の心」の開発、作成を行うことなどによりまして、本県における道徳教育の充実を図ってまいります。

次に、いじめ・不登校対策でございます。

これらの積極的な予防及び解消に向けまして、カウンセリング技能向上のための教職員研修の実施や、スクールカウンセラー、いじめ・不登校アドバイザー、スクールソーシャルワーカーなどの活用を通して、学校における教育相談体制の支援を引き続き図ってまいります。

次に、就職支援でございます。

この高校生の就職の支援をする取り組みにつきましては、企業等との連携によりまして、高校生インターンシップ日本一を目指し、生徒の勤労観、職業観を醸成いたします。

また、商工観光労働部と連携した新たな取り組みといたしまして、熟練技能者等を主に工業高校へ派遣いたしまして、生徒の専門性を高め、進路目標の確立を図りたいと考えております。

次に、特別支援教育でございますけれども、重度・重複障害児童生徒の安全で安心な学習環境を整備するための新たな特別支援学校設置に向けた基本構想の策定を行ってまいります。

次に、高校再編整備でございますけれども、県立高等学校再編整備等基本計画等に基づきまして、中期案件に係る施設整備や開校準備等を進めますとともに、前期再編整備対象校の学校運営を支援してまいります。

次に、人権教育でございますけれども、学校の管理職や人権教育主任を初め、全教職員の人権問題についての基本的認識を深め、実践的な指導力の向上を図るため、各種人権教育研修の充実に努めてまいります。

あわせまして、人権教育推進資料の作成、社会教育における指導者の育成等を通しまして、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指してまいります。

次に、施設整備関係でございますけれども、熊本商業高校を初めとする5校の改築に取り組みますほか、耐震改修事業やPCB廃棄物処理事業を計画的に行ってまいります。

次に、文化振興を通じた品格あるくまもと創造に向けた取り組みでございます。

全国有数の古代山城である鞠智城の特別史跡の指定に向けて取り組み、国営公園化への推進へとつなげてまいりたいと考えております。

また、細川コレクション永青文庫常設展示室における展覧会の開催や美術品、古文書などの調査研究等を行ってまいります。

次に、議案でございます。

今議会に提案されております教育委員会関係議案の概要につきまして御説明いたします。

まず、補正予算でございますけれども、第1号議案平成23年度熊本県一般会計補正予算でございます。5,700万円余の増額補正をお願いいたしております。

主なものとしたしましては、埋蔵文化財発掘調査受託事業でございますけれども、国の建設事業に伴います埋蔵文化財発掘調査の整理事業を行うための経費でございます。

それから次に、繰越計算書の報告でございます。

報告第1号平成22年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを御説明いたします。

総額20億3,000万円余で、主な内容とした

しましては、特別支援学校施設整備事業費、高等学校施設整備事業費等となっております。年度内に整備をすることが困難であったために、繰り越したものでございます。

次に、条例等の議案でございます。

第6号議案熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

八代南高等学校及び氷川高等学校を再編統合し、八代清流高等学校を新設するものでございます。

次に、第16号及び第17号議案、専決処分の報告及び承認でございます。

熊本県育英資金などの支払い請求に係る訴えの提起に係るものでございます。

最後に、特別支援学校の整備につきまして、5月定例教育委員会で整備計画を決定いたしましたので、御報告申し上げます。

本整備計画は、県立特別支援学校が抱えておりますところの喫緊の課題への早急な対応を図るために、県教育委員会として、今後の整備方針及び整備の内容を示すものでございます。

以上、本年度の主要事業及び今議会に提案されております議案等の概要でございます。

後ほど担当課長から、またさらに詳細について御説明いたしますので、御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○田中教育政策課長 教育政策課でございます。

お手元の説明資料、平成23年度主要事業及び新規事業をお願いいたします。

まず、1ページから8ページにつきまして、教育委員会の組織図、それから教育委員と幹部職員の名簿、それから分掌事務ということでございます。恐れ入りますが、この説明は省略させていただきます。

次に、9ページをお願いいたします。

教育委員会全体の平成23年度当初予算総括表でございます。

上の表が一般会計となっております。各課別の内訳は表のとおりでございます。一般会計合計で、総額1,557億7,900万円余となりまして、前年度比で6,600万円余の増となっております。

この一般会計に次の表の2つの特別会計を加えました当初予算総額、最下段になりますけれども、1,576億100万円余となりまして、前年度比で1億1,700万円余の増となっております。

次に、10ページをお願いいたします。教育政策課の主要事業及び新規事業でございます。

まず、教育振興基本計画推進事業でございます。

本県の教育振興基本計画でございます「夢への架け橋」教育プランの推進及びその進捗管理を実施します。あわせて、くまもと教育の日の取り組みや知事の出前ゼミなどの教育講演会を実施するものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

新規事業の「授業マイスター」認定事業でございます。

事業内容に記載のとおり、授業力に秀でた教員を授業マイスターとして認定しまして、公開授業や研修会等を通じて授業スキルを他の教諭に伝授することによりまして、本県教育の指導力向上を図るものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。これも新規事業でございます。

教材等共有システムの整備でございます。

個々の教職員が有する専門的知識や教材の共有化を図るとともに、教職員が抱える身近な疑問や課題に対しまして、学校の枠を超えて教職員全員で支えるシステムとして、事業内容を書いていますけれども、教職員相互の情報交換を行うコミュニティー機能と教材等のデータベース機能を既存の熊本県教育情報システム上に付加するものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

教育広報費でございます。

これは、教育委員会の広報関係ということで、広報誌の発行や各種統計資料等の提供、教育委員会ホームページの運営などを行うものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

熊本県教育情報化推進事業でございます。

児童生徒の情報モラルを含めた情報活用能力の育成と、ICTいわゆる情報通信技術を活用した確かな学力の定着、それと学校公務の情報化の3つの視点から教育活動全般における情報化を推進するものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

上段の教職員福利厚生事業でございます。

公立学校共済組合熊本支部が行います人間ドックやメンタルヘルスなどの福利厚生事業に対して補助金を交付するものでございます。

下段の教職員住宅建設償還金及び財産処分費は、平成8年度から13年度までに建設した住宅、124戸になりますけれども、これに係る償還金等でございます。あわせて、老朽化した廃止教職員住宅の解体工事を行うものでございます。

教育政策課につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○瀬口高校教育課長 高校教育課でございます。

平成23年度の主要事業について御説明いたします。資料は16ページから23ページまででございます。

まず、16ページの「夢への架け橋」進学支援事業でございますが、本事業は大学等への進学率の向上を図るもので、事業内容1の時習館プログラムでは、国数英の3教科の教員に外部講師を活用した模擬授業等を行い、2のドリームサイエンス・プログラムでは、高等教育コンソーシアム熊本との連携のもと、理数教科の教員に講義等を行ってまいりま

す。

17ページをお願いします。

次に、特色ある学校づくり支援事業でございます。

本事業は、地域に貢献できる人材の育成を図るとともに、特色ある学校づくりのため、事業内容1の地域の進学重点校への進学支援や、2の新設校に対する支援を行うこととしております。

次、18ページをお願いいたします。

就業支援プロジェクトでございます。

本事業は、生徒の専門性の深化、進路目標の確立を図るため、産業人材育成課と連携し、熟練技能者を主に工業高校に派遣するもので、事業内容の1、2にありますように、各種講習会を開催してまいります。

次、19ページをお願いします。

キャリア教育推進事業でございます。

本事業は、生徒に望ましい勤労観、職業観等を身につけさせるため、事業内容1から3にありますインターンシップや進路指導講座、環境教育研修等を実施し、キャリア教育の推進を行うものでございます。

なお、資料下段の新規事業、高校生インターンシップ日本一事業につきましては、普通高校のキャリア教育推進事業への参加率向上を図るために、事業内容1の取り組みを行い、受け入れ先開拓や巡回指導等に重点を置き、継続的な環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

次、20ページをお願いいたします。

農業が輝き、人が煌めく夢づくり事業でございます。

本事業は、農業関係高校と行政、地域農業界の連携、協働により、本県農業を担う人材の育成を図るため、事業内容1にありますように、就農教育連携推進協議会の設置や2(1)にありますように、農業を通じた人材育成を図る宿泊研修などの就農教育プログラムを実践してまいります。

次、21ページをお願いいたします。

重度・重複障がい児童生徒のための学習環境整備事業でございます。

本事業は、後ほど議案外報告で報告いたしますけれども、平成23年5月に決定しました県立特別支援学校整備計画に基づき、新たな特別支援学校設置に向けた基本構想の策定を行ってまいります。

次に、下段のほほえみスクールライフ支援事業でございますが、本事業は、医療的ケアが必要な児童生徒の環境整備と保護者の負担軽減のため、看護師を配置し、事業内容1から3にあります医療的ケア等を実施してまいります。

次、22ページをお願いします。

特別支援学校キャリアサポート事業でございます。

本事業は、求人開拓や就職指導を行うキャリアサポーターを配置し、事業内容1から3にありますような取り組みを行い、特別支援学校の生徒に対する就職支援を行ってまいります。

次、下段の特別支援教育ステップアップ事業でございますが、本事業は、関係機関と連携いたしまして、事業内容1(1)の地域特別支援連携協議会等を実施し、特別支援教育の体制整備をさらに進めるとともに、理解啓発や専門性の一層の向上を図ってまいります。

23ページをお願いします。

最後に、県立高等学校教育整備推進事業でございます。

高校再編関係の事業につきましては、複数の事業予算に分かれておりますので、このような形でまとめさせて記載させていただいております。

事業内容でございますが、1点目としまして、中期実施計画に基づき、八代地区及び水俣地区の新設高校2校の開校準備を進めてまいります。2点目として、玉名高等学校附属中学校の技術棟など、中期案件に係る施設整

備を進めてまいります。3点目として、昨年度開校しました上天草高校及び矢部高校に通学する生徒に対する通学支援の実施や今年度末に閉校する高校の閉校準備など、前期再編整備対象校の円滑な学校運営を進めてまいります。

高校教育課につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○谷口義務教育課長 義務教育課でございます。

平成23年度の主要事業について御説明させていただきます。資料は24ページから27ページでございます。

まず、24ページの学力向上対策事業でございます。

本事業は、本県児童生徒の学力向上を図るための事業でございます。教職員の指導力の向上のために研修会を実施するとともに、熊本県学力調査等を実施し、授業改善に向けた取り組みを行ってまいります。

次に、いじめ・不登校対策総合推進事業でございます。

本事業は、いじめ・不登校の積極的予防及び解消に向け、総合的な対策を実施するものでございます。

事業内容として、いじめ・不登校対策検討委員会の開催や教職員のカウンセリング向上のための研修、さらにスクールカウンセラー等を配置し、教育相談体制の充実を図ってまいります。

25ページをお願いします。

子どもたちの未来を拓く教育環境改善事業でございます。

本事業では、学校だけでは解決が困難な家庭環境等に起因する不登校等の解消のため、関係機関との連携を図るとともに、引き続きスクールソーシャルワーカーを各教育事務所に配置し、子供を取り巻く環境等の改善を図ってまいります。

次に、基礎学力向上システム推進事業でございます。

本事業では、小学校低学年からの基礎学力向上のシステムづくりのための実践研究を行い、その成果を普及することによって全県的な学力向上の基礎づくりを支援してまいります。

26ページをお願いします。

くまもと中学生英語力アップ支援事業でございます。

本事業は、本県中学生の英語力の向上を図るため、授業や家庭で活用できるよう、本県独自の英語音声教材CD及び解説資料等を開発してまいります。

その下の道徳教育総合支援事業でございます。

本事業では、本県道徳教育の充実を図るため、学校における道徳の時間等で活用できるよう、新学習指導要領の内容等を踏まえた本県独自の道徳教育用教材「熊本の心」を開発、作成してまいります。

27ページをお願いします。

「かがやけ！肥後っ子」事業でございます。

本事業では、就学前教育振興計画「肥後っ子ががやきプラン(改定版)」に基づき、幼稚園、保育所と、家庭、地域社会及び行政機関等が連携を深めるとともに、幼稚園等における教育・保育活動の充実に向けた研修等を行ってまいります。

最後に、日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業でございます。

本事業は、水俣病についての正しい理解を図り、環境保全活動や環境問題の解決に意欲的にかかわろうとする態度や能力を育成するための事業でございます。これまでの5年生の3分の1を派遣していました子どもエコセミナーとは異なり、県内すべての公立小学5年生が水俣を訪問できるよう、市町村の事業を支援してまいります。

義務教育課については以上でございます。  
よろしく願いいたします。

○柳田学校人事課長 学校人事課でございます。当課の主要事業について御説明申し上げます。

資料の28ページをお願いします。

「夢への架け橋」教育支援事業でございます。

この事業は、退職教員等の知識や経験を活用いたしまして、教員が子供と向き合う環境づくりを行い、あわせて教員の負担軽減を図るものでございます。

事業内容ですけれども、1つは、小中学校におきまして非常勤講師を配置いたしまして、保健室や図書館等に登校いたします教室外の登校者の学習指導あるいは小学校3年生の算数の授業強化を行うものでございます。今年度は、熊本市及び各教育事務所に合わせて21名の非常勤講師を配置する予定にしております。

もう一つは、特別支援学校に非常勤の介助員を配置いたしまして、重複障害学級児童生徒の食事、排せつ、あるいは移動等の日常生活の支援を行うものでございます。今年度は、13名の介助員の配置を予定いたしております。

参考に下段に書いておりますように、これとは別に国の緊急雇用創出基金を活用いたしまして、小中学校に22名、特別支援学校に20名の同様の非常勤講師を配置する予定にいたしております。

学校人事課は以上でございます。

○石川社会教育課長 社会教育課でございます。資料は29ページから32ページまでになります。

まず、29ページの「親の学び」推進事業は、家庭の役割や家庭教育の重要性の啓発、保護者の実態に応じきめ細やかな学習・相談

機会の提供を行い、家庭の教育力の向上を図るものでございます。

特に、子育てに必要なことを参加体験型のスタイルで学ぶ「親の学び」プログラム事業として、中高生の子供を持つ親を対象としたプログラムの開発に取り組むとともに、小学生の子供を持つ親を対象としたプログラムの普及啓発として、プログラム進行役養成講座の開催やプログラムトレーナーの育成、派遣等を行ってまいります。

次に、30ページの地域教育コーディネーターの育成・活用事業は、地域の方々の参画により、授業等における学習補助や教員の業務補助、親への学習機会の提供や相談対応等を行い、子供の教育を一体的に支援する体制づくりを推進するために、学校、地域団体、保護者間等の連絡調整を行う地域教育コーディネーターを配置する事業です。本年度は、23市町村に配置を予定しております。

次の31ページの放課後子ども教室推進事業は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用しまして、地域の方々の参画を得て学習やスポーツ、文化活動を実施するものです。本年度は、29市町村、72教室で実施を予定しております。

また、下段の放課後学習向上アドバイザー配置事業は、この放課後子ども教室等の活動の充実、指導者の資質向上を図るため、子供の学習活動に専門的な知見を有する退職教員等を放課後の達人として派遣する事業でございます。

最後に、32ページの子どもの読書活動推進支援事業は、本の読み聞かせや学校図書館の環境整備などを行う読書ボランティアの資質向上を図る読書応援ボランティア養成講座の実施や県民に子供の読書活動の重要性を啓発する熊本県子どもの読書活動推進フェスティバルの開催などにより、子供の読書活動の推進を図るものでございます。

社会教育課については以上でございます。

よろしく申し上げます。

○川上人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

資料の33ページをお願いいたします。平成23年度の主要事業について御説明させていただきます。

各種人権教育研修事業でございますが、この事業は、学校教育におきまして人権教育推進に中心にかかわる校長を初めとします管理職、人権教育主任等を対象としてくまもと「夢への架け橋」教育プランに基づき、さまざまな人権問題についての認識を深め、実践的な指導力の向上を図るために各種研修を実施するものでございます。具体的には、1から5の研修会等を予定しております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○小田文化課長 文化課でございます。

資料の34ページをお願いいたします。

鞠智城整備事業につきまして、文化財を生かした歴史公園を目指し調査と整備を実施しておりますが、本年度は、鞠智城の歴史的・学術的価値づけのため、これまでの発掘調査を総括した総合報告書の作成を行い、国営公園化の前提条件となります特別史跡の指定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

文化財広域連携推進事業につきまして、地域に広域に所在する複数の文化財を一体として取り扱い、その保存活用策の検討について支援を行うものです。本年度は、モデル地区として選定しました人吉・球磨地域の古社寺群について、昨年度実施した学術調査の成果に基づき、関係市町村において保存活用策の検討を行うほか、新たな文化財指定や登録を推進してまいります。

資料の35ページをお願いいたします。

細川コレクション永青文庫推進事業につきまして、本県の芸術文化の発展や観光振興に

寄与することを目的として、公益財団法人永青文庫が所有する美術品などの一部を永青文庫展示室に常設展示するとともに、美術品や古文書の調査研究及び修復を行ってまいります。また、本年度は、県立美術館本館2階第1展示室を永青文庫常設展示室として拡充、改修工事を行い、平成24年度当初からの常設展示を目指します。

以上が文化課の主要事業でございます。よろしくをお願いいたします。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

最初に、36ページの日本学生陸上競技対校選手権大会開催支援事業をごらんいただきたいと思っております。

本事業は、九州新幹線全線開業に伴う誘客とスポーツ振興のイベントとして、本年9月9日金曜から11日日曜日の3日間、KKウイングで開催が予定されております日本学生陸上競技対校選手権大会について、熊本陸上競技協会、熊本市とともに補助を行うものでございます。

次に、37ページをごらんいただきたいと思っております。

競技スポーツ振興事業でございますが、本県の競技力の維持向上を図るため、県体育協会及び各種競技団体の選手強化事業等に対して補助を行うものでございます。

次に、38ページの地域スポーツ人材活用実践事業でございます。

本事業は、地域におけるスポーツ人材を活用することで教職員の負担を軽減するとともに、運動部活動の活性化、児童生徒の体力向上を図ることを目的に実施するものでございます。

最後に、39ページの火の国広域スポーツセンター事業です。

本県では、県民のスポーツ実施率を50%に高めるため、生涯にわたってスポーツに親し

める環境づくりの推進、振興を図る上で、総合型地域スポーツクラブの育成の支援を重要な施策として位置づけております。本事業は、総合型地域スポーツクラブの育成、支援及び市町村を超えた広域スポーツ活動のソフト面での支援を行うことを目的として実施するものでございます。

以上、体育保健課の平成23年度の新規事業及び主要事業でございます。よろしくお願いたします。

○後藤施設課長 施設課でございます。

平成23年度の主要事業について御説明いたします。資料40ページをごらんください。

まず、耐震改修事業でございます。

震災時における生徒及び教職員の安全性確保のため、県立学校の耐震化を進めるものでございます。耐震改修工事は、1の特定建築物について、再編対象校等を除きまして、平成21年度に改修を完了しております。

2の非木造の2階建て以上または床面積が200平米を超える建物では、耐震診断は平成22年度に完了し、平成23年度はI s値0.3未満の建物について20棟を予定しております。

次に、41ページをごらんください。

校舎新・増改築事業でございます。

県立学校の老朽、危険等の増改築事業の実施により、施設の安全性を確保し、整備充実を図るものでございます。

平成23年度は、引き続き、1の熊本商業高校、2の翔陽高校、3の水俣高校、4の球磨工業高校について実施し、新規事業としまして、5の高森高校校舎改築事業に着手してまいります。なお、3の水俣高校につきましては、高校再編整備の状況を見ながら対応してまいりたいと思います。

次に、42ページをごらんください。

県立高等学校PCB廃棄物処理事業及び県立特別支援学校PCB廃棄物処理事業でございます。

県立学校及び特別支援学校が保有するPCB廃棄物を、関係法令に基づきまして、適正かつ安全な処理を行うため、PCB含有判定に係る調査委託及び保管委託を行うものでございます。

平成23年度は、県立高校23校及び特別支援学校6校の含有判定及び保管委託を予定しております。

以上でございます。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

教育委員会関係は終わりましたので、続きまして警察本部から説明をお願いいたします。

初めに、中尾警察本部長。

○中尾警察本部長 おはようございます。

さきの県議会議員選挙におきまして御当選されました委員の皆様方、まことに御慶び申し上げます。心からお喜びを申し上げますとともに、県警本部の施策等につきまして、今後とも一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本県警察の業務概況等について御説明申し上げます。

まず、最近の治安状況であります。熊本県では、平成16年当時、刑法犯認知件数が4年連続で最悪を更新し、人身交通事故件数も5年連続して1万2,000件以上の高原状態で推移するなど、憂慮すべき状況にありましたことから、県民が安全で安心して暮らせる安全で安心な熊本の確立を目指して、平成16年6月から平成19年12月の間は、熊本県警察緊急治安対策プログラム、平成20年1月から平成21年12月の間は「安全・安心くまもと」実現計画を策定し、おのおの治安対策を強力に進めてまいりました。

昨年1月には、新たに、ことし12月までの2年間の治安対策として「安全・安心くまもと」実現計画2010を策定し、今日に至って

るところでございます。

この実現計画2010とは、刑法犯認知件数を1万8,000件未満に定着させる犯罪の抑止、交通事故死者数を95人以下に、また、交通事故死傷者数を1万4,200人以下に、それぞれ定着させる交通死傷事故の抑止、さらには検挙人員を増加させる県民生活を脅かす犯罪の検挙の3つの基本目標と、高齢者の安全の確保、暴力団等の組織犯罪の封圧などの8つの施策を柱とするもので、現在、その最終年として、基本目標の達成に向け、組織の総力を挙げて取り組んでいるところでございます。

その結果、犯罪の抑止については、これまで7年連続刑法犯認知件数は減少傾向を維持しております。昨年1年間に限っては1万5,309件と、その基本目標を達成し、本年も、5月末現在で5,609件と、昨年同期に比べて373件減少しております。

次に、交通死傷事故の抑止については、これまで6年連続して交通事故死者数、死傷者数とも減少傾向を維持しており、昨年1年間については、交通事故死者数は78人、死傷者数は1万3,754人と、その基本目標を達成し、本年は、昨日6月27日現在で、交通事故死者数は33人、死傷者数は6,352人と、昨年同期に比べて死者数で8人の減少、死傷者数では32人の微増となっております。

また、犯罪の検挙については、一昨年まで6年連続して増加傾向を維持していたところでございますが、昨年1年間に限っては4,607人と一昨年と比べ274人減少したものの、侵入盗、ひったくりなどの重要窃盗犯やネットワークを利用した犯罪など、県民の生活を脅かす犯罪の検挙が大幅に増加し、質的な向上が図られております。

また、本年は、5月末現在で、刑法犯検挙件数は2,077件、検挙人員は1,631人と、昨年同期に比べ、件数で62件、人員で136人、それぞれ増加し、数値的には一定の成果をおさめていると考えているところでございます。

このように、総じて治安情勢は比較的良好に推移しているところでございますが、本年に入り、県内で全国的に耳目を集める特異・凶悪な事件が相次いで発生し、また、飲酒運転等の悪質な交通違反も後を絶たないなど、治安上の不安要素も認められるところであります。

県警察では、このような治安情勢を踏まえ、引き続き、職員一体となって、県民の皆様の期待と信頼にこたえる力強い警察活動を推進してまいり所存であります。

ここで、せっかくの機会ですので、昨年11月の定例会で制定をいただきました熊本県暴力団排除条例の取り組み状況について一言申し上げます。

県警察では、条例の制定を契機とし、本年を新たな暴力団排除元年と位置づけ、社会全体対暴力団の構築を本年目標として、条例効果の最大化を図るべく、その取り組みを推進しているところでございます。

昨年の条例制定以降、条例を後ろ盾として事業者による暴排宣言や縁切り宣言が行われるなど、事業者等による暴力団との関係遮断に向けた自主的な取り組みが促進され、また、地域、職域の研修会等における暴排講話の依頼が増加するなど、県民や事業者の暴排意識の高揚が図られ、条例制定の効果が見受けられるところであります。

また、7月1日に施行される暴力団排除特別強化地域の飲食店に暴力団員を入店させないなどの施策、いわゆる標章制度につきましても、現在、その普及促進を図っているところでございます。

このように、引き続き条例の効果的な運用を図り、暴力団を順次弱体化させ、暴力団と決別した熊本県の実現を図ってまいります。

次に、警察関係の議案でございますが、今回御審議いただきますのは、第1号議案平成23年度熊本県一般会計補正予算について、第7号議案熊本県警察の職員の特殊勤務手当に

関する条例の一部を改正する条例の制定について、報告第1号平成22年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第6号平成22年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、報告第10号専決処分書の報告についての5件でございます。

詳細については、担当課長の方から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

最後になりますけれども、県警察におきましては、今後とも県民の皆様の期待と信頼にこたえることができるよう、総力を挙げて、安全、安心な熊本の実現を目指す所存でございますので、委員の皆様方には、多方面にわたる御指導と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

○金高警務部長 警務部長です。

お手元の県警の横長の業務概況の資料に沿いまして、主な点を御説明いたします

まず、2ページをごらんください。

第1は、県警の組織でございます。

公安委員会が3人の委員により構成されており、県警の運営について管理をしております。県警は、本部長のもと、本部内に32所屬と警察学校、さらに県下23の警察署がございます。

なお、警務部については、この図の左側に記載のとおり、いわゆる総務、人事、会計などの管理部門を担当しております。

次に、3ページをごらんください。

警察官の定数でございます。

本県では、おかげさまで平成14年度から合計274人の増員がなされ、現在、警察官の定数は3,049人でございます。

下の方にグラフを書いておりますが、警察官1人当たりの負担人口でございます。グラフのとおり、本県の警察官1人当たりの負担人口は615人ございまして、増員しても依然九州各県で最も高い状態が続いております。

す。

次に、4ページをごらんください。

警察職員の年齢構成です。

特に、左側の警察官のグラフのとおり、若手と50歳代の比率が高くございまして、この二極化が顕著になっております。

次に、5ページをごらんください。

特に、第2の「安全・安心くまもと」実現計画2010でございます。

本部長から先ほど説明があったとおり、県警では、昨年より総合的な治安対策としてこの計画を策定し、組織を挙げて取り組んでいるところでございます。

次に、6ページから7ページをごらんください。

この中で、特に、第6の大量退職・大量採用時代への対応でございます。本年度は29人の退職警察官や警察職員を再任用するとともに、9人の退職警察官を捜査実務指導伝承官として非常勤で再雇用したところでございます。

次に、9ページをごらんください。

特に、第9の熊本東警察署等複合施設の整備でございます。

同施設は、東警察署のほかに、本部留置場等を併設したものでございます。熊本市東町に平成25年度の完成を目指して整備が進められております。

主な点は以上でございます。

最後に一言補足をいたしますが、来年の熊本市の政令市化に伴い、熊本市内も含めまして、県内の警察署の管轄区域の見直しを検討しているところでございます。これに関して、県民の御意見を反映させるべく、有識者との協議も進めてまいります。

警務部からは以上でございます。

○古川生活安全部長 生活安全部関係につきまして、資料に基づき6項目御説明をいたします。

まず初めに、資料11ページから13ページに掲げた第1犯罪抑止総合対策の推進についてでございます。

刑法犯認知件数は、平成16年以降減少傾向で推移しており、本年も昨年同期に比べ減少をいたしております。今後とも、内容欄2に掲げた犯罪抑止総合対策の各種警察活動を継続、推進してまいります。特に2の(4)に掲げたシルバー見守りネットの構築につきましては、本年7月から運用を開始する新たな事業で、高齢者等の行方不明事案などの情報をメールで配信して、早期発見、保護等に資するためのものであります。

12ページ(5)セーフティパトロール活動委託事業につきましては、平成21年度から継続実施しているものであります。本年は、特に東日本大震災の被災地へ多数の本県警察官を派遣していることから、県内の治安維持に間隙を生じさせないよう、犯罪が多発する熊本市内及びその周辺の警察署管内を重点としたパトロール活動を展開しております。

同ページ3の振り込め詐欺から県民を守る対策の推進につきましては、振り込め詐欺に特化した条例の施行を初めとした各種取り組みにより、平成22年は前年に比べ認知件数、被害金額ともに大幅に減少をいたしております。

今後とも、振り込め詐欺の撲滅を図るため、関係機関、団体等との協働による被害防止やタイムリーな情報発信を積極的に推進してまいります。

次に、13ページ4の子ども・女性安全対策につきましては、子ども・女性安全対策班発足から2年間の間に、性犯罪等の前兆事案である声かけやつきまといなどに対し、合計170件の検挙や指導、警告を行っており、全国的にも高い評価を得ております。

今後とも、積極的な先制・予防的活動等を推進して、重大な性犯罪等の未然防止に努めてまいります。

次に、13ページから14ページの第2ストーカー・DV対策についてでございます。

ストーカー・DV事案は、殺人や逮捕監禁といった重大事件に発展する危険性をはらんでいるため、個別の事案ごとにその危険性の度合いを見きわめ、被害者などの安全確保を優先とした措置や行為者に対する指導、警告等の諸対策を推進しているところでございます。

なお、これら事案の対応状況につきましては、資料14ページ記載のとおりであり、今後とも各種関係法令を適用した検挙等に努めるなど、迅速、適切な対応を図ってまいります。

次に、15ページの第3、少年の健全育成と被害防止対策についてでございます。

平成22年中の刑法犯少年の検挙、補導人員は、前年に比べ若干減少をいたしました。刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は全国平均を3.2ポイント上回っております。

一方、出会い系サイト等を利用した児童買春、児童ポルノ等の福祉犯や性犯罪等の被害者となる事案が依然として発生するなど深刻な状態が続いており、少年の非行及び被害の両面において厳しい情勢にあります。

このため、本年は、特に3の重点施策、非行少年を生まない社会づくりの一環として、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動等を積極的に推進してまいります。

次に、16ページから18ページの第4、生活経済・生活環境・風俗事犯及びサイバー犯罪についてであります。

ヤミ金融や廃棄物事犯、サイバー犯罪などの生活関連事犯は、関係法令も多岐にわたっております。昨年は、石油採掘を偽装した詐欺及び出資法違反事件や大手ポータルサイトをかたったフィッシング詐欺、不正アクセス禁止法違反事件など、県民の関心の高い社会的反響も大きい事件を検挙しております。

今後とも、県民の目線に立ち、県民が摘発

を望む犯罪に重点を志向した積極的な取り組みを推進し、公正な社会の実現に努めてまいります。

次は、19ページの第5、地域警察活動についてでございます。

地域警察官は、交番、駐在所等を活動の拠点として、すべての警察事象に即応する活動を行っているため、事件・事故対応のため交番等を不在にすることが多い反面、県民からは、いつも交番にだれかいてほしい、パトロールを強化してほしいという要望がなされております。

このため、交番相談員については、平成5年の制度導入後、毎年増員を図り、本年4月には54交番に76人を配置しております。この制度の充実により、空き交番の解消及び交番勤務員のパトロールの強化等が図られ、その結果、全刑法犯検挙人員の約8割を地域警察官が検挙するなど、相応の成果をおさめております。

最後は、20ページの第6、通信指令業務についてでございます。

110番受理件数は、毎年12万件前後で推移しておりますが、平成20年に通信指令システムの更新充実を図ったことにより、緊急配備を行った事件の検挙率は、昨年55.8%と平成19年に比べると大幅に増加し、被疑者の早期検挙と被害者の保護につながるなど、その威力を十分に発揮しております。

一方、県警へりは、昨年1年間に291回出動をいたしました。通信指令システムとの連携等により重要事件の解決に貢献するなど、県警の空の目として機動力を生かした活動を展開しております。

以上で生活安全部の説明を終わります。

○吉田刑事部長 刑事部について御説明をいたします。

一般的な業務概況につきましては、お手元の資料をもってかえさせていただきます。

私からは、刑事警察の抱える課題と今年度重点的に推進すべき施策の概要について御説明を申し上げます。

県内の治安状況につきましては、刑法犯の認知件数が平成16年以降7年連続して減少しているとはいえ、依然として子供や女性を対象とした凶悪事件や振り込め詐欺等の知能犯罪、そしてまたグローバル化が顕著な国際組織犯罪など多くの課題が存在する中、経験豊富な捜査員の大量退職と、それに伴う第一線捜査員の若返りなど、内なる課題も抱えている状況にあります。

こうした状況下において、治安水準を落とさず、県民の安全で安心な生活を確保していくためには、ベテラン捜査員の持つ取り調べや聞き込み等の伝統的な捜査手法を後輩へ確実に継承すること、そしてまた、若手捜査員の有するIT化等、時代に応じた新たな捜査手法を開拓かつ実践していくことも重要であると考えております。

そこでまず、資料23ページの3、犯罪検挙対策(4)アの初動捜査サポート事業について御説明をいたします。

これは、時代が求める新たな捜査手法の施策の一つとし、事件発生時の初動捜査に活用できる防犯カメラの設置場所に関する基礎資料の収集と整理を警備会社に委託する事業でございます。

御案内のとおり、本年2月から4月にかけて、熊本市やその周辺におきまして、殺人事件等の凶悪事件が相次いで発生をいたしました。いずれも早期に被疑者を検挙することができましたが、これらの事件捜査の過程で被疑者検挙に大きな効果を発揮したのが防犯カメラでございます。

しかしながら、これは捜査員の綿密かつ地道な捜査によって、被疑者をとらえた防犯カメラ画像を発見できたわけでありまして、防犯カメラの設置促進を図っておりますものの、その設置場所の詳細までは事前に把握し

切れていないのが現状でございます。

そこで、平成23年度緊急雇用創出事業を活用しまして、来月、本年7月から21名の体制で県内すべての防犯カメラの設置箇所を把握することによりまして、事件発生時に速やかな設置箇所の抽出に役立てるということとしております。

次に、資料の30ページの(4)熊本県暴力団排除条例の効果的運用のウ(ア)の暴力団排除実現事業について御説明をいたします。

先ほど、本部長から、熊本県暴力団排除条例の取り組み状況について説明がございましたが、この事業は、地域社会が一体となって県民生活や経済社会の場から暴力団を排除し、県民の安全で平穏な生活の確保、そしてまた、経済社会の健全な発展に寄与するという条例制定の目的達成に向けた施策を効果的に推進するためのものであります。

今、暴力団排除機運が、これまでにない大きなものとなっております、警察といたしましても、この時期を、まさに暴力団を弱体化、壊滅させる千載一遇の好機ととらえております。条例効果の最大化を図るために、各種取り組みを推進しているところでございます。

そのため、引き続き、同条例の目的達成に向けまして、県民及び事業者に対する条例の周知徹底と防犯意識の高揚を図ることや、標章制度によります暴力団排除特別強化地域における暴力団の排除などの施策を効果的に推進していくこととしております。

なお、県民の皆様に広く条例の周知を図るため、暴力団の基礎的知識や暴力団対策法及び暴力団排除条例の内容を自治体や企業用、そしてまた個人用に区分したわかりやすい小冊子にして作成することとしております。

以上で刑事部からの御説明を終わらせていただきます。

○中野交通部長 続きまして、交通部関係について御説明をいたします。

35ページ、交通部資料をごらんください。

まず、第1の交通事故等の現状についてであります。

県下の交通事故情勢は、2の交通事故の発生状況に示しておりますとおり、昨年の人身事故発生件数については4年連続、死者数、負傷者数については6年連続で減少しており、とりわけ死者数につきましては、昭和28年の74人以来、57年ぶりに80人を下回ったところであります。

しかしながら、1の交通環境の推移のとおり、運転免許人口、車両台数、道路総延長はほぼ横ばいとなっておりますが、高齢者人口、高齢者運転免許人口は右肩上がりが増加している状況であり、今後の交通事故抑止対策を進めていく上での課題が浮かび上がっていると思われまます。

そのような中、36ページの(2)(3)のとおり、昨年の交通事故死者78人中50人が高齢者で、全死者に占める割合は64.1%、これまで最も高くなっている状況であります。高齢者の中で、最も多いのが歩行中で18人、うち17人が道路横断中に交通事故に遭われており、今後交通事故死者を減少させていくためには、高齢歩行者等の死者を減少させるなど、高齢者対策が重要となっております。

また、(4)に示しておりますとおり、自転車事故においては、ここ数年減少しておりますが、平成22年の全事故に占める割合は13%以上と若干増加傾向で推移している状況であり、しかも、全国では全事故の20%を超えていることと自転車利用推奨などの社会的現象からも、今後も厳しい状況が続くものと思われまます。

次に、第2の総合的な交通事故防止対策についてであります。

具体的な事故防止対策について御説明しますと、1に示しておりますとおり、国道3号、57号など14の重点路線と33の重点校区を指定し、地域と連携、協働した街頭活動を強

化したり、交通上危険な高齢者を把握して、個別の交通安全教育を実施するキャッチプロジェクトを推進するの他に「よか道・よか町」作戦を強力に展開しているところであります。

また、2の高齢者対策として、歩行者教育システム、点灯くん、ビジィくんを活用した高齢ドライバーサポート事業、高齢者宅訪問活動をメインとした安全・あんしんサポート事業などの参加体験実践型の交通安全教育を推進しております。

そして、38ページの3の自転車対策としましては、重点地区路線における街頭指導強化や自転車実態調査の実施、熊本市、八代市の高校、中学に対する指導状況に関する情報提供、スタントマンを活用した交通安全教育などの対策を実施するとともに、自転車安全利用五則の普及徹底を図る一方で、警告に従わない違反者に対する指導取り締まりを強化しているところであります。

続きまして、40ページの6、暴走族対策の推進についてであります。

県民からの取り締まり要望の高い暴走族に対しましては、少年部門、地域部門等と連携をし、暴走族の現場検挙を初め、各種法令を適用した徹底した取り締まりとあわせ、中学生、高校生に対して、暴走族加入阻止教室を開催するなど、総合的な暴走族対策を行っているところであります。

その結果、平成22年の暴走族に関する110番通報件数は、前年よりも大幅に減少し、さらに本年も前年を下回り推移するなど一定の成果を上げているところであります。

次に、7、交通安全施設等の整備であります。昨年度は10億755万円余りの予算で、信号機の新設19カ所、交通情報板の変更2カ所、道路標識の新設・更新約1,400本の整備を行っております。今年度は、昨年度より1億1,000万円ほど少ない8億9,547万円余りの予算で、信号機の新設16カ所など資料に記載

しております事業を行うことといたしております。

最後に、41ページのその他につきましては、最近の課題等に対する本県警察の対応状況について、参考までに記載したものであります。これらにつきましては、時間の関係で省略させていただきます。

以上、説明申し上げましたように、道路交通法の目的である安全、安心な交通社会を具現化するため、交通警察一丸となって、交通事故抑止対策に取り組んでいるところでございます。

交通部関係の説明を終わります。

○吉村警備部長 引き続き、警備部の業務概況について説明いたします。

お手元の資料の43ページからごらんいただきたいと思っております。

第1は、テロに対する警備諸対策の推進であります。

まず、テロをめぐる警備情勢ですが、我が国は、米国の同盟国として、イスラム過激派からテロの標的と名指しされておまして、国内外の日本の権益がテロの対象となる可能性があります。

特に、本年5月、米国軍がオサマ・ビンラディンを殺害したことにより、既に海外では報復テロが発生しており、国内でのテロを防止するため、対策を強化しているところであります。また、平成21年3月には、外事課を新設するなど、体制面での強化を図っております。

第2は、警備事件捜査の推進です。

まず、右翼対策の推進であります。右翼の中には、暴力団まがいの違法行為を行うものも多く見られ、資金獲得の目的で企業、自治体等に対する執拗な街頭宣伝活動を行っております。

特に、街頭宣伝活動による騒音被害や交通渋滞は平穏な市民生活に大きな迷惑行為とな

っておりますので、拡声機による暴騒音の規制に関する条例を初め、あらゆる法令を適用した取り締まりを推進しているところであります。

次に、不法滞在者対策の推進であります。

平成15年に政府が掲げました不法滞在者半減計画に基づき、国を挙げて取り組みを推進した結果、不法滞在者の49%を減少させておりますが、依然として約8万人もの不法残留者がいると見られておりますので、テロリストや犯罪の温床となりかねないことから、入国管理局等とも連携しながら、引き続き取り締まりの強化に努めているところであります。

ちなみに、過去5年間の県内における警備事件の検挙状況につきましては、45ページの表のとおりであります。

第3は、大規模災害等緊急事態対策の強化です。

まず、東日本大震災に伴う警察措置であります。

本県では、大震災直後から機動隊を中心に被災地の東北3県に特別派遣を実施しております。資料46ページは、5月末現在の数字であります。本日6月28日現在では、延べ25部隊の508人を既に派遣しているところであります。この特別派遣は今後も継続していくものと思われま。

次に、自然災害の発生状況であります。

過去熊本県では、平成15年の水俣豪雨災害など、多くの大雨災害が発生しています。本年は、梅雨入り後、記録的な大雨となりましたが、これまでのところ大規模な災害は発生していない状況にあります。

近年の県内における自然災害による主な被害状況については、資料47ページの表のとおりであります。なお、資料では、阿蘇山について、警戒レベルが2となっておりますが、6月20日、気象台が噴火の兆候が見られないとして警戒レベルを1に引き下げ、規制が解

除となっております。

県警では、自然災害対策を含め、緊急事態に迅速、的確に対処するため、毎年、各自治体等との総合防災訓練を行うなど、緊密な連携保持に努めるとともに、救出・救助技術の向上、習熟等に努めているところであります。

次は、新型インフルエンザへの対応状況であります。

昨年6月から本年4月まで、熊本県警察新型インフルエンザ対策本部等を設置し、各種対策を推進してきましたが、新たな新型インフルエンザの発生も懸念されることから、引き続き、熊本県警察新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、諸対策を推進しているところであります。

次に、家畜伝染病への対応です。

昨年宮崎県で発生した口蹄疫は、爆発的な感染拡大により、国内の畜産業や経済活動に重大な打撃を与えましたが、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫の大流行対策につきましては、危機管理の側面から、昨年12月に、主管を生活安全部から警備部に移管したところであります。

最後に、当面の課題への対応であります。

まず、ねりんピック<sup>ふれ愛</sup>2011熊本であります。ことし10月15日から18日にかけて開催される予定であります。常陸宮、同妃両殿下の来県が見込まれておりますので、警衛警備に万全を尽くしてまいります。

次に、平成25年度に開催が見込まれております全国豊かな海づくり大会であります。天皇、皇后両陛下の御臨席が恒例化している行事でありますので、県とも緊密な連携のもと、警衛警備の万全を期し、主要の準備業務を推進していくこととしております。

以上で警備部の概況説明を終わらせていただきます。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑を受けた課は、最初に課の名前を言って、座ったままで結構でございますので、説明をお願いいたしたいと思います。

まず、教育委員会に係る質疑を受け、その後に警察本部に係る質疑に移りたいと思います。

それでは、教育委員会に係る質疑はございませんか。

○西聖一委員 3点お願いします。

1つは、21ページにありますほほえみスクールライフ支援事業ですけれども、これについては、養護学校の保護者からももう既に要請があっているかと思いますが、人工呼吸器をつけた方については、これまでは学校にいられたかと思えますけれども、今回は保護者が学校に付き添ってくださいという話で来ているということで、何で今までできて今回そうなったのかということで要望があっているようなので、その対応についてちょっとお尋ねしたいと思っています。まずそれから。

○瀬口高校教育課長 高校教育課でございます。

今の委員の御質問に対してですが、医療的ケアという制度でございますが、これは県の実施要綱で、医療機関が当該校長と協議の上、看護師による医療的ケアが適当であると認めたものに対するものでございまして、医療機関が、人工呼吸器の管理については、この時点で医師が適当でないというふうに判断をされたようでございます。したがって、保護者の付き添いが必要であるというふうに認められたようです。22年度まではケアに含まれていた学校もあったかに聞いておりますが、23年度からは、医師の判断によりまして、そのようなことになったようでございます。

○西聖一委員 それについては、お医者さんの判断でしょうけれども、改善というか、現行どおりできるような方向は見出せないのでしょうか。

○瀬口高校教育課長 人工呼吸器の取り扱いについては、今いろいろところで検討を進めているわけですが、看護師が、それに対する内容等が適当であるかどうかというところをやっぱり医師の判断を仰ぐしかないものですから、現在のところ検討を進めるという段階でございます。

○西聖一委員 はい、わかりました。

○重村栄委員長 西委員、よろしいですか。続けてどうぞ。

○西聖一委員 2点目は、今回の本会議の質問にもありましたけれども、校長、教頭の任用の問題ですが、本会議では義務教育関連だったんですけれども、県立学校関係の方についての御説明をいただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○柳田学校人事課長 学校人事課です。

県立学校の校長、教頭の任用につきましては、基本的には名簿登載という概念はございません。ですから、例えば校長が10人やめると、であれば10人を新たに教頭から校長に昇任させるというような手続をとっております。ただし、上から選考しますので、上から10人採用するわけですけれども、本庁の勤務者がいる場合は、例えば高校教育課に受考者が1人いて、その人が現場に来年出せるかどうかというのを確認しないと昇任させることが——高校教育課にとどめるということになりますと現場に出せませんので、その方が合格した場合には、名簿に合格ということで登

載をするという手続をいたしております。

○西聖一委員 一応本人には通知はあるということですかね、合格通知は。

○柳田学校人事課長 本人には、所属長を通じて、その状況については連絡をします。

○重村栄委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。もう1点ありますか。はい、どうぞ。

○西聖一委員 もう1点済みません。これで終わります。

任用関係ですけれども、きょうもおいでの中で女性職員はほとんどいないようなのですが、管理職や女性登用について、教育委員会の方ではどのように進んでいるか、お尋ねしたいと思います。

○重村栄委員長 どなたが答えますか。

○柳田学校人事課長 教育現場におきましては、できるだけ女性教員を管理職に登用したいというふうに思っておりますが、先ほど言いましたように、管理職の選考の考査がございますので、一本釣りでこの人を教頭にすとか校長にするというようなことができません。その前段階で、それぞれ学校には、主任主事という教務主任だとか生徒指導主事だとか、そういう中核となるような主事がおりますので、まずそういうところを、女性の教員で優秀だと思われる人はまず登用してくれというようなことを学校現場の校長にはお願いをいたしているところです。

○重村栄委員長 西委員、よろしいでしょうか。

○西聖一委員 一応手元に資料があるんです

けれども、非常に極めて——小学校で1割、中学校で4%、高校で5%ぐらいしかないようですから、いろいろあるとは思いますが、女性の登用については、知事も思いがあるので、できるだけ積極的にお願いしたいと思います。

○小杉直委員 モンスターペアレントとか、教科書選定の問題は、その他の欄がよかでしょう。

○重村栄委員長 そうですね、はい。

○小杉直委員 ならば1つだけ。

教育長の主要事業の概要とか義務教育課長の説明の中にありましたが、26ページ、道徳教育の問題ですたいな。この規範意識がずっと近年低下傾向にありますけれども、道徳教育とそっくりそのままとは、またずれがあると思いますけれども、この規範意識について、何か道徳教育に関連して指導されるお考えはないかなと思って。

○谷口義務教育課長 今御指摘の規範意識につきましては、道徳教育の中では、道徳の時間というのが週1時間ございます。その中で、価値項目と申しますか、そういう中で決まりを守るといふ項目もございまして、その部分については、小学校の1年生から重点的に守るといいますか、学校の決まりから地域の決まりと申しますか、それから法の決まりと、学年が進行するにつれまして、そういう教育と申しますか、道徳の時間の中で重点的に取り扱うように新しい学習指導要領になっておりますので、移行期間からそういう取り組みを今進めているところでございます。

○小杉直委員 なら道徳教育の中に規範意識の問題は取り上げると申すことですかたいな。どがんですか、効果のほどは。

○谷口義務教育課長 なかなか徹底できない部分もございますけれども、週1時間の道徳の時間の中では、やっている部分でそれなりの効果というのは出てきているんじゃないかな、そういうふうな思いは持っております。

○小杉直委員 道徳教育の中の週1時間か、そのくらいだけでは足らぬ場合もあるし、何かいろいろ事例が起きたときには臨時的にするとか、そういう柔軟策はとりよんなはるですか。

○谷口義務教育課長 学習指導要領の中でも、道徳教育というのはすべての教育活動で行うようになっております。その中の一つが道徳の時間ということで、そのほかの学校行事とか、そのほかの教科の時間、そういうところも絡めながら、友達と協力しながら仕事を進めていったりとか、そういうふうな部分というのはかなり出ておりますので、そういうところと関連を図りながら進めていくような、お願いといたしますか、指導をしているところでございます。

○小杉直委員 お願いでなくて、しっかり指導ばしてください。

以上です。

○重村栄委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○氷室雄一郎委員 ちょっと何点か、時間の制約があるようでございますので、11ページの教育政策課にお尋ねしたいと思います。

他の自治体でやっておられる授業マイスター、新規事業でございますので、これはだれがどういう形で認定をするんですかというのが1つですね。もう一つは、この認定を受けた方は非常に多忙になる一面がございますの

で、現場の足場が非常に窮屈になるんじゃないかと。その辺についての配慮なり、また対応がどのようになされているのかということが1点です。

2点目は、高校教育課でございます。19ページでございますけれども、これも新規事業、わずかな予算であると思うんですけれども、インターンシップ日本一を目指すということで、ある程度熊本の取り組みというのは全国的に進んでいるから日本一を目指すということなんですけれども、全国的な状況、また、九州内でどのくらいの状況で熊本はこれまで取り組んでおられたのか。私も何回か質問をしたと思うんですけれども、その実態なり状況がわかれば教えていただきたい。また、日本一を目指すということでございますので、かなり進んでいるんじゃないかと思っておりますけれども、やはり事業者の理解が一番問題だと思うんですけれども、その辺の数字なり、またこれから日本一を目指すについて等も含めてお話をいただきたいと思っております。

それから、3点目が、わからぬのですけれども、学校人事課にお尋ねしたいんですけれども、小中学校のサポーター、3,300万ぐらいの予算だと思うんですけれども、小中学校に非常勤講師を配置し、保健室や図書館に登校する教室外登校者というのが、これは多いから対応されたんじゃないかと思うんですけれども、この辺はどのくらいの数字が確認されているのかという。非常に年々ふえているんじゃないかと思うんですけれども、県の実態がわかれば、その数字をお示し願いたいと。

以上、3点でございます。

○重村栄委員長 今3点質問があつております。順番にいきたいと思っております。

まず、教育政策課長。

○田中教育政策課長 まず、1点目の授業マ

イスターの認定の手続についてのお尋ねだったと思いますけれども、この認定の手続に対しましては、所属長いわゆる校長の方から推薦もしくは自己推薦という形でいただきまして、教育庁の方で選考認定いたします。教育庁の方では、関係各課及び教育センターで構成する委員会を設置いたしまして、当該委員会で審議を経て、このマイスターという方々を認定する予定でございまして、今年度5名ほど認定したいと考えております。

それと、認定することによって忙しくなるんじゃないかという御指摘のとおりでございまして、この授業マイスターの認定をされた学校につきましては、この先生相当に当たる非常勤講師の任用をするように、この中に予算化をしているところでございます。

以上でございます。

○瀬口高校教育課長 それでは、先ほどのインターンシップの実施状況等につきまして御説明いたします。

まず、平成21年度の状況でございますが、21年度の実施校率、学校が何校実施したかということに関しましては、90.3%でございます。これは、全日制と定時制も含めてでございますので、90.3%というパーセントが出ております。これは全国で2位でございます。

1位が富山県で95.9%でございますので、ここを目指しております。また、実施生徒数の率でございますが、専門学科の子供たちは97%実施しております。ただ、普通科の生徒がまだ40%にまでしか行っておりませんので、本年度は普通科の生徒を60%ぐらいまではアップさせたいというようなことでございます。ただ、今現在、受け入れ事業所の数が2,795社程度でございまして、課題は、郡部はなかなか受け入れしていただける事業所が少いので、この開拓等に学校の先生方にも頑張ってもらって、スムーズなインターンシップの運営ができるように行って

まいりたいというふうに思っております。

以上です。

○重村栄委員長 3点目ですね。

○柳田学校人事課長 学校人事課でございます。

県下全体の教室外登校者の数は、学校人事課では把握はいたしておりません。今回、この事業に手が挙がってきて配置をしようとしているところで、いわゆる教室外の登校者に対応する学校は11校ございます。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 手を挙げたのが11校ということでございますか。

○柳田学校人事課長 そうです。

○氷室雄一郎委員 この21名を配置するというのは、手を挙げた学校のみ配置をされると考えていいんですか。

○柳田学校人事課長 基本的にはそうです。今、教室以外の、例えば3年生の算数の授業教科、これも含めると、全部で19校に21名配置するというようにしております。

○氷室雄一郎委員 数もわからぬという、数も余り掌握してない、ただ、手を挙げたところに配置をするというのは、ちょっと私も納得がいかないんですけれども、次回でも結構でございます。大体概略どの程度の人数がこういう状況に置かれているのかというのは、やっぱり把握しとかないかぬのじゃないかなと私は思うんですけれども、次回で結構でございます。今回はとってない、とっておられるかどうか、公表ができないのかわかりませんが、次回お示し願えればお示しを願いたい。要望しておきます。

○重村栄委員長 要望でよろしいですね。ほかにございますか。

○松田三郎委員 資料20ページ、高校教育課にお尋ねします。

2年ほど前ですね、多分。私も当委員会の委員をしております、氷室委員、西委員も一緒でしたが、そのときに熊本農業の例を教育長にちょっとお話ししまして、当時、仄聞でありますから事実かどうかわかりません。多分事実だと思います。入学試験を受けて5人ほど不合格だったと。そのうち4名が後継者として地元に残って就農したいという方だった。ほか大多数の合格者は、受からなかったからそこを受けたとか、全く将来農業に従事するつもりもないという方がいらっしやったと。ということは、せめて——別に成績が悪い人をどンドンどンドン、将来就農するからという意をもって合格させなさいと言うつもりはありませんけれども、入り口の時点で何らかのそういった希望を持っている子供さんが合格しやすいような制度を考えるべきじゃないでしょうかと数年前話をしまして、別にそれがきっかけでこれできたとは言いませんけれども、この事業内容を見る限りは、入ってからの方に重きがあるような表現になってはいますが、状況が今変わってきているのかもしれない。入学者は、幾ら子供さんが少なくなったとはいえ、農業の後継者の割合からすれば、1学年のうちに、恐らく将来就農するであろうという子供さんの方が圧倒的に少ないと思います。そういった方に、入る段階での何か優遇措置といいますか、げたを履かせるとか、そういったのはこれに入っていないわけですね。入ってからの——プログラムとか人材の育成と書いてありますけれども、その辺をちょっと説明していただければと思います。

○瀬口高校教育課長 この農業が輝き、人が煌めく夢づくり事業というのは、農業高校関係に入ってきてからの子供たちへの施策でございます。今委員が御質問された入るまでの部分につきましては、高校入試がございまして、本年から新しい高校入試制度に変わります。そのときに、前期選抜でございますが、括弧して特色選抜の中で、各農業関係高校が重視する観点、それから検査内容とか具体的な検査方法等について検討するはずでございます。

その中に、これまでもございましたけれども、農業自営者養成学科というのにつきましては、その農業自営者養成学科志願調書というのがございまして、それもあわせて提出するようになっております。

したがって、それを各学校がどの程度比率に含めるかというのは、各学校の裁量で決めるわけでございますが、その調書についても資料の一つとして加えておりますので、その内容等で恐らく将来農業の方につかれる方々についての選抜については検討されるということになっております。

○松田三郎委員 はい、わかりました。

じゃあ、次、もしこういうデータが出るならば、次の委員会まで結構でございます。例えば、農業高校に入学あるいは在校する生徒総数の中で、将来地元に残って農業をしたい、あるいはするつもりだというような方がどれぐらいいるかというのは、大体で結構でございます、1割なのか、2割なのか、半分ぐらいなのかというのが、もしあるならば——今ありますか。

○瀬口高校教育課長 これは現在の子供の状況ではございませんが、卒業の方のデータはお持ちしておりますので、ちょっと御紹介したいと思います。

高卒者の即就農というのが23人でございま

した、平成23年3月卒業の。率でいきますと、卒業生の中の2.0%という率でございます。そしてまた、就農目的の進学、農業大学校とかにも進学して将来就農するであろうという子供たちも含めると、それが66人ございましたので、合わせて89人という形になりますので、就農志向率というふうに呼んでおりますが、7.9%というふうになっております。

○松田三郎委員 全部のトータル、農業高校の。

○瀬口高校教育課長 はい、そうでございます。

○松田三郎委員 はい、結構です。

○重村栄委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

ないようでございますので、教育委員会関係についての質疑は、これにて終わらせていただきます。

引き続き、警察本部に係る質疑を受けたいと思います。

○小杉直委員 ほかの委員さんに質問を最初してもらわないかぬという立場にもございませうけれども、久しぶりに文教治安に帰ってきたもんですけんね、この事業概要を持ち帰って事前に勉強してきたり、今ずっと話を聞いておりました。

積極的に4点ほど最初に質問をさせていただきます。

まず、その前に、警備部長も触れておられましたけれども、東日本の大災害に対する、本部ばかりだけではなくて、各署からの引き上げ等々、機動隊ばかりじゃなくて、総合的に出動していろいろ頑張っておられることに敬意を表したいと思っております。

きのうも、女性警察官3名、若い警察官2名、合計5名を特別にまた派遣されるということで、ニュースでたくさん流れておりました。いろいろそういう面につきましても、御慰労と敬意を表したいと思っております。教育委員会も、西高校の女性の養護教諭を派遣しとんるすな、きのうおとといかなんかね。御苦労さんでございます。

それで、まず1点目ですが、刑事部長にお尋ねして、その折り返して生安部長になるかもしれないけれども、高木副委員長も本議会で触れておられましたけれども、私の記憶するところでは、高齢者の強盗殺傷事件とか、3歳の幼女殺害事件とか、それからタクシー強盗殺人事件とか、それから7年前の宇士の院長夫人殺人事件とか、そういうことがことしになってから発生したり、以前の迷宮入りを心配した事件を次から次に早期解決された。それについては、先ほどちょっと防犯カメラの効用も触れておられましたけれども、そればかりではなかなか解決しないというのは現実ですから、刑事部長は、どういうその捜査手法で、こういう重要事件を解決してこられたか。そこのところの手法とか、決め手になったとか、早期検挙の理由についてちょっと説明してほしいというのが第1点の半分です。

○吉田刑事部長 先生からありがたい御質問かと思っておりますけれども、非常に、何が検挙、解決につながったと言われると、1つ、2つ見てなかなか挙げにくいものもあろうかと思っておりますけれども、考えてみますと、大きくまず内なる問題と外なる問題というのも当然あろうかと思っております。

まず、内の問題としましては、先ほど私、捜査員の大量退職に伴う若返り化ということで、そういう内なる課題も抱えておるということで言いました。ただ、そういう今回の事件を通じて感じたことは、何と申しますか、

うちの刑事、まだ捨てたもんじゃないぞと。本当に、ベテランもおるけれども、若い者もよくそれを継承して頑張るとると、これがやっぱり継承が確実に伝わるとるというものをやっぱり感じております。

もう一つは、外に向けば、当然捜査というのは刑事だけでできないわけでございます。先ほどの防犯カメラにしてもしかりでございますけれども、いろいろな県民の皆様方の協力をいただくと、その中でいろいろな情報が入ってきます。今回、先ほどの事件も、すべての事件も、被害者はもちろんですけども、現場付近にお住まいの方、あるいはいろいろな防犯カメラの設置者も含めまして協力をして聞き込みをやります。

その中で、本当に県民の皆さんが我々の捜査に理解を持っているいろいろな情報を提出いただいた。これが非常に大きな力になったと思います。ぜひ、そういう我々の捜査に対する県民の皆さんの理解を得ていく努力は今後ともしていかないかぬということで、ちょっと抽象的な話になりますけれども、内なる問題と外なる問題、これがやっぱり事件の解決につながったということで、ちょっと申しわけございませんけれども……。

○小杉直委員 経験豊富な捜査員の退職と、一方ではやっぱり伝統的な捜査手法の継承をしなくちゃならないとさっきおっしゃったわけですが、そういうことも内なる中身の大きな一つですな。

生安部長になるのですかな。こういうふうな本部長のあいさつの中で、全国で耳目を集める凶悪事件ということの話があっておりましたが、こういうことを発生させない未然防止策とか、なかなかこれは難しかと思うですけども、新幹線は来たわ、来年政令指定都市になるわ、そのための迷惑防止条例の改正とか暴力団排除条例もつくってしとるわけですが、熊本は治安がいいなということも熊本の

大きな売りに今度はしていくための発展の基礎になると思うとですよ。そういう観点から見ても、未然防止、あるいは防止策、それと何かありますか、凶悪事件に対して。

○古川生活安全部長 生活安全部長でございます。

小杉委員から、殺人等の凶悪事件を抑止するための防犯対策の質問がございました。凶悪事件を抑止するためには、やはり一つは各種の警察活動を強化すると、それとともに、自治体あるいは関係機関、地域住民と連携を図りつつ、先ほど刑事部長が話されましたけれども、防犯機器の整備促進等のハード面の対策とあわせて、防犯講話、事案対応訓練、あるいは情報発信等、ソフト面の充実強化を図るなどして、継続的取り組みを推進することが重要なことというふうに考えております。

それぞれ簡単に取り組みを申しますと、警察活動につきましては、先ほど業務概況説明でお話ししたとおり、街頭活動等を強力に展開して、県民の安心感の醸成と凶悪犯罪の未然防止に努めていきたいというふうに思っております。

また、ハード面の対策では、やはり犯罪の抑止と検挙に大きな効果が期待できます街頭防犯カメラ、あるいは防犯灯、こういうものの整備促進の働きかけ、特に子供の犯罪がありましたけれども、商業施設や子供の出入りが多い公共施設等の管理者に対しまして、防犯カメラ等の防犯機器の設置促進を要請しているところでございますし、また、タクシーの強盗殺人事件の話がありましたけれども、タクシー事業者に対しましては、GPS機能付きの無線機、あるいは車内の防犯カメラの設備等の依頼を行っているところでございます。

ソフト面では、やはり自主防犯意識の高揚ということが大切でございます。そのために

は、子供、女性等、被害対象に応じた防犯講話や実践的な不審者対応訓練等を継続して行っているほか、ゆっぴー安心メールを初めとして、あらゆる広報媒体を活用した県民に対するスピーディーな情報提供などの施策を行っているところでもあります。

このほか、防犯ボランティア等と連携した登下校時の見守り活動、あるいは先ほど申しましたセーフティーパトロールによる学校や幼稚園等周辺の警戒活動、その他、自治体、事業者、地域住民が連携、協働した地域ぐるみの犯罪抑止活動等を行って、この種の凶悪犯罪の抑止対策というのを強力に推進しながら、県民の安全、安心を確保していきたいというふうに考えております。

○小杉直委員 はい、わかりました。やっぱり重要事件、凶悪事件に対する防止対策と、万が一発生した場合には早期検挙と、両方相まって、両部とも進んでいくということになりますですね。わかりました。

2点目ですが、15ページに、これは少年の健全育成と被害防止対策となっておりますが、その1の下の方の丸印ですが、刑法犯総検挙人員に占める少年の割合33.6%、全国平均の30.4%を上回って、右の備考欄には全国で14番目の水準と書いてありますが、その下に出会い系サイト等を利用した児童買春、児童ポルノ等の福祉犯の増加傾向というふうになっておりますですね。

これは、個人的に私も6歳の孫娘がおりますが、話をいろいろ聞いたり、新聞の研究なんかを今まで見てみますと、何ですか、裸体を撮って、それをインターネット、メールで流していくと、それは世界各国まで広がって消せないというふうな非常に被害に遭った人の人生を大きく傷つけるというのですかね、そういうふうな事案というふう聞いておまして、熊本でも時々発生しておるというふう聞いておりますが、これに対する取り締ま

りというのは、どがんふうにやっけていきよくなるのですかね。

○古川生活安全部長 生活安全部長でございます。

今、児童買春とか児童ポルノの関係の御質問でございますけれども、ここの業務概況説明資料にも書いておりますけれども、若干福祉犯罪の検挙状況につきまして申し上げますと、本県における福祉犯罪、平成22年中は140件、144人を検挙しております。これは、前年に比べますと、32件、23人の増加というような状況でございます。

また、今小杉委員が言われましたように、出会い系サイト等を利用した児童買春・児童ポルノ禁止法違反及び少年保護育成条例違反、みだらな性行為等でございますけれども、こういう違反で検挙した件数は37件、26人ということで、被害児童29人を保護しております。この中には、出会い系サイトの掲示板を利用して、推定すると約100人に及ぶ児童と買春したような悪質な事案も含まれております。こういう出会い系サイトは、顔の見えない相手とのメールのやりとりだけで相手方を信用して親密になったと思込んで直接会うということが多いために、結果的に性犯罪等の被害に遭う危険性が潜んでいると思います。

このような現状を受けて、警察では、広域化、潜在化が著しいこの種事案に的確に対応するために、サイバーパトロールの強化等により、出会い系サイト等を利用した犯罪、児童ポルノ事案などの情報入手に努めております。

それと同時に、他県警との合同捜査等を積極的に推進して、被疑者を検挙することはもとより、少年の有害情報を遮断するための携帯電話のフィルタリング、これの100%普及を目指した活動、あるいは被害児童の精神的な打撃を軽減するためのカウンセリング等を

実施しているところでございます。

また、本年8月10日には、児童ポルノは絶対許さない、子供を大人の性の被害者にならないという県民の機運の醸成を図るために、熊本ユニセフ協会等が主催します子どもの命と権利を守るシンポジウムというのが開催をされますけれども、警察としても、そのシンポジウムに積極的に協力をして、この種事案の根絶を期していきたいというふうに考えております。

○小杉直委員 関連して本部長にちょっと振りますけれども、おたくは聞くところによると、本庁の少年課長さんだつたと聞いておりますが、でも、アニメとか漫画は何か該当しないとかですな、いろいろ聞いておまして、しかし、コンビニなんかに行くと、もう本当に裸同然の週刊誌が表向きに置いてあるわけですか。ああいうことはもう該当しないということでしょうけれども、ちょっと横になります、いろいろ児童買春とか児童ポルノとか、そういう関連に対して、条例をつくるのか、今のある条例を改正するか、そういう必要性についてはどういうふうにお考えですか。

○中尾県警察本部長 まず、漫画の話からいたしますと、児童買春・児童ポルノ禁止法の対象となる児童ポルノの中には漫画は入っておりません。したがって、例えばどんなに赤ちゃんでありますとか幼児対象の性行為を描写していたとしても、現在の法律では規制はされていないということでございます。ただ、少年保護育成条例が当県にもございますから、それにひっかかって、18歳未満の児童に売却することは多分できないだろうというふうに思いますけれども、ネットとかそういうところではもう自由に買えるという状況であるというふうに認識しているところでございます。

それから、条例の改正ですけれども、警察の所管の条例ではちょっと今余り思いつくことはございませんけれども、例えば先ほどのお話にもありましたフィルタリングですね。携帯電話に今法律上は業者はフィルタリングをつけて売却をしなきゃいけないというふうに、18歳未満の人に売る際はフィルタリングをつけて携帯電話を契約しなきゃいけないというふうになっておるんですけれども、法律上は親が申し出れば解除できるとなっているんですけれども、理由も何も今は示さなくていいという状況になっております。ですから、ほかの県では、親が外してくれと申し出る際は書面で理由を示しなさいというふうなことを条例で定めている例がありますので、そういうのが一つ参考になるかなというふうに考えているところでございます。

○小杉直委員 幼児とか赤ちゃんの性行為は漫画ならば違反にならないというのが非常に矛盾を感じるわけですが、こういう、関連して新設の条例が必要とか、既存の条例をもっと強化的に改正する必要があるというときには、議会にもひとつ相談をされるように要望しておきますね。

あと2点、これはもう簡単によろしくお願いします。私ばかりすると何ですから。

1つは、9ページ、これは施設の問題です。

本年度も、あるいは本年度までも、警察署とか交番、駐在所の建築あるいは増改築をされて進めておられますが、今規範意識が低下して、警察官の制服も、交通指導員だろうか、ガードマンだろうか、あるいは道路整備員だろうかとわからぬような状況の中で、警察署と交番、駐在所ぐらいいいかめしい古臭い形はとらぬでもいいわけですが、交番らしい、駐在所らしい、警察署らしいたたずまいを外観的にしていただいて、やっぱり県民の方、来県者、観光客の方が、ああ、ここは

交番だと安心して相談あるいは訪問できるようにしてもらいたい。時々、これは交番だろうか、シャボン玉どん置いてから何かがっかりするとたいな。だから、今後進められる——この中にも東署の複合施設なんかがございますけれども、駐在所、交番等含めて、それらしいたたずまいの外観にしてもらいたいと思いますが、ここは会計課長、警務部長ですか、お願いします。

○金高警務部長 御指摘のとおり、シャボン玉の話もございましたけれども、今は県の方でアートポリス構想というのが従来から始まっておりまして、それとの兼ね合いで現在の仕様に至っているところでございますが、先生の御意見も含めまして、今後建てる施設につきましては、そういった意見を踏まえて検討していきたいと思っております。

○小杉直委員 県民、市民の多くが、アートポリス構想で建てた北署、あれについてはやっぱり異論を唱える人が多かったですよ。細川さん時代でしたけど。だから、やっぱり一般県民、善良な市民だけの出入りならどんなにおしゃれしとってもいいですよ。犯罪者を連れてきたり暴力団を取り締まったりせんような拠点ですからね、それなりのやっぱり風格というのが要るだろうと思っておりますので、今後デザインとか設計の中でアートポリス構想云々が入ってきて、これはおかしいと思われるときには、早目に議会に相談をしていただくようにぜひお願いをしておきます。

最後、1点です。

自転車の取り締まりですたいね、交通部長さんですか。あれは確かに減少されてきて、それなりの努力をされとると思いますが、外勤警察じゃなくて、今は地域警察官です。時々、交通警察官を含めて街頭に立っているいろいろな指導、交通誘導整理等をされてお

りますが、今から夏になりますけれども、白の手袋をはめるという警察官が少ないと思いますけれども、これについては何か考え方があるんですかな。

○中野交通部長 警察官が手袋をはめるというのは、通常、礼式でありますとか取り締まりの現場において一般市民の方に動作がしっかり見えるようにといったことから使っているわけでございますけれども、暑いから使用しないというようなことではございません。先ほど申し上げましたように、警察官がここで指示をしているということがしっかり見えるような方法で今後もやっていきたいと、そのように指導していきたいというふうに思います。

○小杉直委員 最後は要望でございます。やっぱり今から先は夏で暑いでしょうけれども、なるべく白の手袋をはめさせていただいて、そしてもう少し笛を使って、ピーっと2人乗りあたりを遠くからでも大きな笛を鳴らして指をさしておりれというようなことの動作、パフォーマンスをさせてほしいなというふうに思います。

というのは、先般博多に行ったときに、博多の交番は、交番の前から離れた横断歩道の黄信号、赤信号に対しても指をさして大きい笛を吹いて注意しとるわけですね。これは見ておって、離れた場所からのそういうやり方というのは、ちょっと不自然さとか奇異を感じましたけれども、やっぱり指導する場所では、なるべく——あれは笛は何というたですか、警笛ですか、警笛、それから白い手袋をはめていただいて、していただくならなという市民感覚で、これは要望でございます。

○重村栄委員長 要望でよろしいですね。ほかにございせんか。

○氷室雄一郎委員 刑事部長、23ページなんですけれども、この2,600万の予算、緊急雇用創出事業でございますけれども、これはちょっと私はようわからぬのですが、防犯カメラ等の設置場所に関する基礎資料の収集、これは、どこでどういう形で防犯カメラが存在しているのかというものを第一義に掌握するんですか。ちょっと簡単に説明だけお願いしたい。

○吉田刑事部長 今委員おっしゃいましたように、県内で防犯カメラがかなり普及しております。実際、例えば金融機関にしろ、今ガソリンスタンドなんかもそうでございますけれども、ただ、これが現在、現時点で、県内どこにそういうカメラが設置されているのかどうかという全体像がわかっておりません。事件があった都度、捜査員が足で回って確認してするというところでございますので、時間もかかります。基本的には、大体1週間で上書きで消去になってしまいますので、できるだけ早く回収する必要があります。

そういう中で、今回、この初動捜査サポート事業ということで、県内を3方面6エリアに分けて、まず、どういうところに設置——屋外が基本でございます。屋外のどういうところに設置されてあるかというのを調査して、それを資料化すると。そして、そういう有事の事件に際して、すぐ活用できるようにということが根本の趣旨でございます。

○氷室雄一郎委員 どこでも、どなたでも、もう自由にこれはつけてよろしいんですか。それとも、ある程度公共とか、県のとか、いろんなところでは許可制になっとるんですか。その辺をちょっとどれだけの数が今県下にあるのかというのがわからない状況、細かい点はわからないと思うんですが、概略わかるようなものにするということと理解していいんですか。

○吉田刑事部長 委員おっしゃられるとおりでございまして、現在、例えば設置の場所が公共的な施設なのか民間の施設かによってももちろん違いますけれども、例えば一例を申し上げますと、熊本市の繁華街、ここには繁栄会等の皆さんが既に200台ぐらいですか、設置してありますし、金融機関はもちろんでございますし、コンビニあたりも県内に600数十台ありますので、その半分以上はコンビニでもそういう屋外の方もつけておりますので、そういう部分で、ぜひ把握をしたいと。

○重村栄委員長 氷室委員、よろしいですか。ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでしたら、県警本部に係る質疑は、これにて終了させていただきます。

○柳田学校人事課長 先ほど氷室委員から御質問がありました教室外に通う生徒の数ですけども、平成22年の12月の調査で、県下の小中学校で約600名の生徒がいます。

○重村栄委員長 よろしいですか。

委員の先生方にちょっとお諮りをしたいのですが、12時を回っておりますが、まだ付託事項についての審査が残っておりますので、できますれば、このまま継続してさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 それでは、継続して進めさせていただきます。

続きまして、本委員会に付託されました議案を議題といたします。これについて審査を行います。

まず、議案等について、執行部から教育委員会、県警本部の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。説明を行わ

れる方は着座のままで結構でございます。

それでは、まず、教育委員会教育政策課長から順次お願いいたします。

○田中教育政策課長 教育政策課でございます。

別冊、平成23年度補正予算等、教育委員会という資料で御説明させていただきます。

まず、教育委員会所管の平成23年度6月補正予算の総括的な説明を申し上げます。

1ページでございます。よろしくお願いたします。

表の3列目に補正額を記載しております。補正を計上した事業は、高校教育課、義務教育課、人権同和教育課、文化課の4課の分でございます。補正額は合計で5,766万6,000円の増額をお願いしております。

この後、関係課から、資料に基づいて、この補正予算と、それと繰越明許費繰越計算書の報告及び条例等議案を説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○瀬口高校教育課長 高校教育課でございます。

2ページの上段をお願いいたします。

教育指導費につきましては、83万3,000円の増額をお願いしております。

これは、文部科学省より、科学技術等教育を重点的に行う高校として、スーパーサイエンスハイスクール事業の指定を新規に受けました熊本北高校において、これまでの教育活動に加えて、新たに研究事業に取り組むことになりましたので、この事業を円滑に推進するための非常勤講師の任用に要する経費でございます。

次、4ページをごらんください。4ページの上段でございます。

繰越明許費の報告でございます。

特別支援学校費の県立特別支援学校施設整備事業は、本年4月に開校いたしました特別

支援学校3校の分教室整備に係る事業でございます。

本事業は、平成22年度6月補正予算において、経済対策として、熊本県地域活性化公共投資臨時交付金を活用した2カ年事業として計画を実施していたものが、その後、文部科学省の補助採択を受けまして実施している事業であります。年度中の事業の完了が困難であったため、4億3,795万991円を繰り越したものでございます。なお、本事業につきましては、本年2学期初めまでには完了の予定となっております。

次、8ページをお願いいたします。

第6号議案熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

まず、1の制定改廃の必要性でございますが、県立高等学校再編整備等基本計画の実施に伴い、関係規定を整備する必要があるためでございます。

次、2の内容でございますが、熊本県立八代南高等学校及び熊本県立氷川高等学校を廃止し、熊本県立八代清流高等学校を新設するものでございます。条例の施行日は、平成23年8月1日でございます。なお、八代南高校、氷川高校は、在校生が卒業する平成26年3月31日までの間、存続するものとしております。

また、資料にはございませんが、八代地区と同じく開校準備を進めております水俣高校及び水俣工業高校の再編統合につきましては、新設高校の校地と考えておりました水俣高校の敷地が、県土木部におきまして、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等として指定される手続が進められていることから、現在校地を現水俣工業高校に変更することについて地元調整を進めているところでございます。

次、10ページをお願いいたします。

今回、第16号議案及び第17号議案として、専決処分報告及び承認を求める議案を提出

しております。

まず、第16号議案の専決処分は、熊本県育英資金の返還金に関するもので、11ページから12ページに記載しております15人の債務者に対して行った訴えの提起に係る専決処分について、本議会に報告し承認をお願いするものでございます。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つとして、長期滞納者に対する法的措置として、支払い督促の申し立てを行っているところです。支払い督促は、県が裁判所に申し立てて、裁判所から債務者に対し奨学金の一括返還を命じてもらうものであります。

10ページの2、専決処分の理由の前段にありますように、県が行った支払い督促に対しまして15人の債務者から異議が出されました。この異議というのは、そのほとんどが債務の存在を否定するものではございませんで、債務の存在は認めるけれども分割払いにしてほしいというような内容のものでございます。異議が出された債務者につきましては、民事訴訟法の規定によりまして、支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行いたします。県が訴えの提起を行うには、本来地方自治法の規定により県議会の承認をいただく必要がございますが、このように法の規定により債務者からの異議申し立てと同時に訴訟に移行する案件につきましては、議会で御審議いただく時間がないことから、今回の事案につきましても、これまでと同様、知事の専決処分といたしております。このため、これを本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

次、14ページをお願いいたします。

議案第17号、こちらは定時制及び通信制課程の修学奨励資金の返還金に関して行った訴えの提起についての専決処分でございます。

先ほどの育英資金同様、定時制・通信制課程の修学奨励資金につきましても、県が行っ

た支払い督促に対しまして、2、専決処分の理由に記載しておりますように、1人の債務者から異議の申し立てがなされ、訴訟に移行したため、専決処分を行ったものでございます。

高校教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○谷口義務教育課長 義務教育課でございます。

資料の2ページ下段をお願いいたします。一般会計の教育指導費100万円の増額をお願いしております。

右端の説明欄をごらんください。

確かな学力の育成に係る実践的調査研究事業は、文部科学省の委託を受けて、新学習指導要領の全面実施に当たり、推進地区及び推進校を指定し、新しい学習内容についての教材開発や指導方法についての実践的研究に要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石川社会教育課長 資料の4ページの下段をごらんください。

一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に関するものでございます。

まず、青少年教育施設管理運営費は、熊本県立芦北青少年の家の空調機の修繕や救助艇の更新など、青少年教育施設の設備、備品等の整備に要する経費でございます。

また、光をそそぐ読書環境整備推進事業費は、県立図書館の子ども図書室の拡張及び蔵書資料へのICタグ導入に要する経費でございます。

両事業とも、平成22年度2月補正予算における住民生活に光をそそぐ交付金を活用した経済対策事業でございますが、年度内の執行が困難であったため、それぞれ平成23年度に繰り越したものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○川上人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

資料の3ページ上段をお願ひいたします。教育指導費として64万の増額補正をお願ひしております。

右端の説明欄をごらんください。

人権教育研究推進事業は、文部科学省の委託を受けて行うもので、研究指定校におきまして、人権教育に関する指導方法の改善、教材開発等についての実践的な研究に要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小田文化課長 文化課でございます。

資料の3ページ下段をお願ひします。

文化費5,519万3,000円をお願ひしております。埋蔵文化財発掘調査受託事業につきまして、国土交通省からの依頼を受けまして、建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査事業を行います。財源は全額国庫でございます。

続きまして、5ページ上段をお願ひいたします。

繰越明許費の報告ですが、文化課として、総額3億4,735万円を繰り越しております。

主なものとしましては、県立美術館の永青文庫展示室の拡充に伴う改修工事に要する経費2億5,820万3,000円でございます。平成22年度2月補正予算で計上しておりましたが、年度内の執行が困難であるため、事業費全額につきまして、平成23年度に繰り越したものでございます。

文化課は以上でございます。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

資料の5ページ下段をごらんください。

繰越明許費繰越計算書の報告でございます。これは、県立総合体育館中体育室等の消防設備の改修及び総合射撃場のビームライフルの購入を行うものでございますが、2月補正での国の地域活性化交付金に係る事業でございます。年度内の執行が困難であったため、繰り越したものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○後藤施設課長 施設課でございます。

資料6ページをごらんください。

一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告申し上げます。

高等学校費、特別支援学校費でございますが、工法の選択に当たり不測の日数を要したため、高等学校費につきましては、1段目から3段目までの計で6億3,539万3,485円、特別支援学校費につきましては、3億4,484万5,891円、合計で9億8,023万9,376円を繰り越したものでございます。

以上でございます。

○重村栄委員長 続きまして、県警本部から説明をお願ひいたします。

初めに、田上会計課長。

○田上会計課長 会計課長でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の資料に基づきまして御説明いたします。

1ページをお願ひします。

第1号議案平成23年度熊本県一般会計補正予算第2号の警察費についてでございます。

初めに、職員給与費で3,580万3,000円の増額をお願ひしております。

これは、東日本大震災の発生に伴い、県警から各種部隊がそれぞれ東北地方に派遣されておりますが、その災害派遣支援活動に伴い発生する機動隊超過勤務手当を支給するため

の経費であります。なお、この機動隊超過勤務手当につきましては、全額国庫負担となっており、国庫補助金を財源としております。

次に、警察一般管理費で190万3,000円の増額をお願いしております。

これは、建物等の瓦れきが散乱する現場や日常とかけ離れた悲惨な現場で活動している派遣部隊員に対しまして、破傷風予防ワクチンの接種、臨床心理士による心のケアについての講習、検視を担当する刑事部隊員に対する肝炎ウイルスの検査を実施するための経費であります。熊本県警察の執行力を維持するためにも、部隊員の救援活動における安全性の確保や心身の不調の早期発見は極めて重要な取り組みでございます。

次に、警察装備品維持管理費としまして378万円の増額をお願いしております。

これは、東日本大震災の現場活動における各種資機材の整備及び災害用備蓄非常食の補充を行うための経費であります。

内容としましては、今回の救援活動において使用している手袋、長靴等の既存の消耗品は、破損が激しく危険な状態にあることが判明しましたので、部隊員の安全性を確保するために、必要な各種資機材の整備を行うとともに、本県での災害警備活動に万全を期すものであります。また、今回の救援活動で機動隊及び熊本市内3警察署に備蓄しておりました食料を一部消費したため、緊急的に使用した災害用備蓄非常食の補充を行うものであります。

以上のとおり、平成23年度6月補正の予算総額は4,148万6,000円となり、増額補正後の平成23年度警察費歳出予算総額は386億5,140万3,000円となります。

次に、7ページをお願いいたします。

報告第1号平成22年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

まず、ヘリコプター維持管理費で、ヘリコ

プターテレビシステムの更新に要する費用として2億1,436万7,000円を、また、新幹線元年戦略(警察施設整備)で、熊本南警察署富合駐在所の設計委託及び新築工事の経費としまして3,180万8,000円をそれぞれ繰り越しております。これら2つの事業は、昨年度の補正予算で措置していただいた事業であります。平成22年度内は工期の確保が困難であったことから、平成23年度に予算を繰り越したものであります。

次に、交通安全施設等整備(単独事業)で、玉名市における信号機配線地中化等工事に要する経費としまして452万2,586円を繰り越しております。これは、国土交通省の交差点改良工事が遅延したため、平成22年度内に信号機配線地中化等工事が完了できなかったことから繰り越したものであります。

以上のとおり、警察費合計で2億5,069万7,586円を繰り越しております。

次に、8ページをお願いいたします。

報告第6号平成22年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてでございます。

これは、東日本大震災を原因とした工場の被災や物流のおくれなどにより、期限内の納品が困難となったことから、被服費で警察官冬用被服購入費39万5,871円、警察業務管理基本経費で書類保管庫購入費269万4,457円、警察費合計で309万328円を繰り越しております。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○吹原警務課長 警務課長です。

提案しております第7号議案について御説明いたします。

これは、熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。資料につきましては、2ページから6ページになります。

ここで言います特殊勤務手当とは、警察職員が著しく危険、不快、不健康、または困難な作業に従事した場合に、その特殊性に応じた手当が支給されるものでありまして、現在、条例において23種類の特殊作業に対し支給しております。

5ページをごらんいただきますとおわかりになると思います。ここで規定しております新旧対象表の中で、19号作業の救難救助等作業においては、大規模災害発生時に行います災害警備等が、支給対象として直接明記をされていなかったことから、今回新たに災害警備等作業を追加して規定するものであります。なお、施行日は8月1日を予定しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○池部首席監察官 それでは、報告第10号議案専決処分の報告についてでございます。資料は9ページから12ページになります。

この専決処分の報告は、県警の公用車の交通事故に係る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関するもの、計10件でございます。それぞれの事故の概要は11ページに記載のとおりでございますが、内訳は、人身交通事故が3件、物損交通事故が7件となっております。なお、いずれの交通事故も任意保険の補償範囲内でありましたので、県からの新たな支出持ち出しはございません。

県警では、公用車による交通事故を1件でも少なくするため、本年1月に公用車交通事故防止総合プランを策定し、事故実態に即しましたさまざまな事故防止対策に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

以上で執行部の説明が終了いたしましたので、議案等についての質疑に入りますが、まず先に、教育委員会に係る質疑を受け、その

後、警察本部に係る質疑に移りたいと思います。

それでは、教育委員会に係る質疑はございませんか——ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでございますので、これで教育委員会に係る質疑は終了いたします。

引き続き、警察本部に係る質疑に入ります。質疑はございませんか。

○西聖一委員 2ページ目の条例案の改正ですけれども、8月1日施行ですが、これは4月1日にさかのぼらなくていいんですか。

○吹原警務課長 これにつきましては、この災害警備に伴っては救難救助は規定しておりましたけれども、その他の困難を伴う部分については人事委員会の方にその作業の中身を申請して承認を受けておりますので、またこの3月から始まりましたうちの警察官の派遣等に伴いましては、人事委員会の承認を得て支給という形でさせていただいております。

○西聖一委員 ですから、今回の災害の分は対応になってない……。

○吹原警務課長 支給をされております。

○西聖一委員 されている。

○吹原警務課長 はい。

○重村栄委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

ないようでございますので、警察本部に係る質疑はこれにて終わりたいと思います。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第6号、第7号、第16号及び第17号について、一括して採決したいと思います

すが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 異議なしということでございます。そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

教育委員会から報告の申し出が1件っております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、教育委員会瀬口高校教育課長から報告をお願いします。

○瀬口高校教育課長 それでは、県立特別支援学校の整備計画につきまして御報告いたします。

本整備計画は、3月の文教治安常任委員会で計画案につきまして御報告いたしました。その後パブリックコメントを実施しまして、5月の定例教育委員会におきまして整備計画を決定いたしました。

お手元の資料には、1枚目に県立特別支援学校整備計画の骨子と、その裏面にパブリックコメントの概要、2枚目以降に整備計画をとり合わせております。よろしく申し上げます。

まず、1枚目の裏面のパブリックコメントの概要をごらんください。

資料下段の囲みに、お寄せいただきました御意見のうち、主な意見を2件掲載しております。このほかにも整備計画案を支持または賛同する御意見がほとんどでございました。

それでは、資料1枚目の表の整備計画の骨子をごらんいただきたいと思います。

本整備計画は、1の計画の目的に記載しておりますように、県立特別支援学校が抱える喫緊の課題への早急な対応を図るため、県教育委員会として、今後の整備の方針及び整備の内容を示すものでございます。

2の整備期間及び整備内容の枠囲みの中をごらんください。

平成22年度から26年度に整備または整備の検討に着手する内容を①から④まで記載しております。このうち、網かけをしております①、②の1、③の1、この3つにつきましては、整備計画に記載するとともに、最優先事項として取り組みを現在開始しているものでございます。

まず、網かけ①は、先ほど主要事業で御説明いたしました平成26年4月を開校予定としております重度・重複障害児童生徒を対象とする新校設置の件でございます。

次、網かけの②の1及び③の1につきましては、昨年度の6月議会で補正予算措置をいただきました3校の高等部分教室設置の件でございます。この4月に開校いたしております。

②の1の後半でございますが、なお書きしておりますが、分教室整備後も熊本市の児童生徒数の増加が予想されるため、その整備につきましては、熊本市と協議することとしております。

また、③の2でございますが、現在知的障害特別支援学校がない鹿本地域につきましては、既存施設を活用した整備を検討することとしております。

④は、これまで養護学校と呼んでいた各学校の名称を変更するものでございます。

次に、平成27年度以降につきましては、⑤軽度知的障害生徒を対象とする高等部のみの特別支援学校等について、⑥校舎の改築期を迎える学校については、その時点の社会情勢等を踏まえて整備を検討することの2件を明記しております。今後、この整備計画に基づきまして、県立特別支援学校の整備を行ってまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

以上で報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

今の報告に係る質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでございますので、報告に対する質疑は終了いたします。

次に、その他で何かございますか。

○小杉直委員 3件あります。もう簡単によろしくお願いしておきます。

1つは、教育長にお尋ねしましょうか。この全委員は、防衛議員連盟の会員ですもんな。委員長さんは防衛議員連盟の事務局長さん、ちなみに私は会長ですが。

今度の中学校の教育教科書で、自衛隊を違憲と言わぬばかりの記述とか、あるいは災害出動とか国際貢献についてはあえて触れないとか、そういうふうな教科書もあります。それから、教育基本法に沿っていない教科書もありますが、市町村の教育委員が決めるということが大方ですから、それはそれで別々いろいろ考えますけれども、県立中学校は県の教育委員会か教育委員で決めるというふう聞いておりますが、県立の中学校についてのお考えを、まず第1点お尋ねします。

○山本教育長 まず、簡潔にお答えします。

県立中学校で来年度から使用する教科書につきましても、教育長が専決するとなっております。したがって、私が決めなくてはならないものですから、今実は非常に頭を痛めておるところでございます。

○小杉直委員 それはもう安心しております。どうかひとつ、おたくの平素の考え方でよろしく願いしておきます。

2点目、モンスターペアレントの検挙事例が福岡県警で最近あっておりますが、熊本はそういうふうなおそれはありませんか。これは高校教育課かな。

○田中教育政策課長 今の御質問のモンスターペアレントというものですが、いわゆる常識では考えられないような理不尽な要求とか苦情、文句などを言われる保護者ということだと思いますけれども、どれぐらい熊本県内で発生しているかという状況についてははっきりと把握してないというところでございます。ただし、参考となるものとしては、昨年の7月に教職員の負担感軽減という観点からアンケートいたしまして、いろんな項目で現場の教職員1万6,000名ぐらいに聞きました。

その中では、保護者等への対応というのに負担感を感じるかというところでの聞き方ではございますけれども、そのような観点の中で、複数回答でございますけれども、その中では、小中学校2割ぐらいの先生たちが負担感を感じるというデータとしてはあるというのが参考にはなる。もう一つ、特徴的なところとしては、やっぱり熊本市の都市部になると、ちょっとそのパーセントが高くなるという傾向があるというところは参考までにお知らせいたします。

以上でございます。

○小杉直委員 それに関連して要望しておき

ますが、先生が生徒とか父兄に気を使うというのはおかしいんですな。父兄とか生徒が先生に気を使うのが本来の姿ですから、この熊本でモンスターペアレントのおそれがあるということがありますなら、早目にその対応策をどうぞひとつしっかりとっていただきたいと要望しておきます。

3点目、これは高校教育課だろうと思いますが、第一高校、あそこは男女共学なんですね。ところが、30数年余り男性が1人も入っておりません。これに対して、どうお考えですか。

○瀬口高校教育課長 第一高校につきましては、設立当初から男女共学でございます。第一高等学校になりましてですね。したがって、男子生徒が入ってきても入っていなくても——現在は男子生徒がいないわけですが、男子生徒が入って当然だろうと思しますので、本課としましても、今まで少し男子生徒が少のうございましたので、非常に今回の学校の動きに関しましては注目をしているところでございまして、成果が上がるように、また期待をしているところでございます。

○小杉直委員 それに関しても要望しときますが、熊本市民あるいは小中学校の父兄の方々は、第一高校というならば女子生徒専用というイメージがまだ大変残っておりますので、やっぱり教育委員会としても、第一高校は男女共学なんですよということを、機会あるたびにやっぱり広報する必要があると思しますので、そういうことで要望しときます。

きょうは、1年4カ月ぶりに委員会に出席しましたので、たくさん質問させていただいてありがとうございました。

以上で終わります。

○重村栄委員長 ほかの委員の先生方、は

い、松田先生どうぞ。

○松田三郎委員 先ほど、小杉委員から教科書採択の問題がありまして、関連いたしまして。というのは、御存じのように8月がもう採択の期限ですので、通常で行きますと、次の議会の委員会のときには決まっているということで、私もちょっと関連して質問させていただきたいと思います。

県立中学の採択権者は、教育長個人に帰属するというので、非常に重荷であるだろうなど、本会議場でちょっと立ち話でお伺いしてお察しするところでございますが、既に開校した県立中学、この場合は、今既に——歴史あるいは公民と今も教科は呼ぶんですかね、その教科書は何を使って、やはり教育長が決定をなさったんですか。その点ちょっと……。

○山本高校整備推進室長 先ほど教育長がお答えしましたとおり、教育長専決で決まっておりますけれども、選定されております教科書につきましては、歴史的分野、それから公民的分野、出版社については東京書籍となっております。

○松田三郎委員 両方とも。

○山本高校整備推進室長 はい。

○松田三郎委員 今度の8月に向けまして、教育長一人で決めるとはいえ、それなりの基礎データ情報というのは、いろいろ事務局の方でつくられると思いますが、今度の採択権者として臨まれる意気込みを聞いてもなかなか難しいと思いますので、それをあえて小杉先生もおっしゃられたと思いますが、少なくとも、どうですか、すべての教科書に目を通してくださいとは言いませんが、御多忙ですから。まあ何冊か、あるいは何教科かは、こ

れはやっぱり採択権者として読まないかぬなというような目標なり意気込み、加えて、今聞け聞けと言われましたので、今回の採択に向けて、大筋の方向性、自分で思われる、今の時点です、披瀝できれば、ぜひお願いしたいと。その2点ですね。

○山本教育長 今現時点で、先ほど最終的に決めるのは私教育長が決めるというふうになっておりますということを申し上げましたけれども、現時点でどういう方向の教科書になりそうだということは、今の時点ではなかなか申し上げられません。ただ、私自身、非常に、やっぱり教科書を自分で選ぶ以上は、教科書には目を通したいと思っておりまして、暇さえあればいろんな教科書を、特に出版社ごとの教科書に目を通しております。やっぱりそれをしないと、何かあったときに、責任上それはできないだろうと。

それと、私は、教科書を選ぶのはどういう考え方で選ぶかというのは、本会議の溝口議員の質問でも答えましたけれども、実は教育基本法が昭和22年にできて、これは憲法ができた翌年にできております。それから、41年たって改正教育基本法ができております。したがって、この41年間の我が国のいろいろな来し方、それから今後の行く末のいろいろ御議論があって、その41年ぶりの改正教育基本法が成立したのだと思っております。

したがって、それを受けて、今度の教科書選定に向けた新しい学習指導要領ができているというふうには私は理解をいたしております。したがって、それに基づいてきちんと説明ができるような教科書の選定を私としては心がけていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○松田三郎委員 はい、わかりました。後でちょっとまた触れたいと思います。

同じ関連して、本当はこっちを先に聞こうと思ったんですけども、義務教育課長にお尋ねします。

今ちょうど教科書の展示会が県下でも開催されておまして、前回のときは私ある程度まめに回ったんですけども、今回はまだ回っておりません。恐らく各会場、そうたくさんの方がお見えになるというような種類と中身ではないとは思いますが、簡潔に答えていただきたいんですけども、この場所にはどこでもあるんでしょう、意見を書いて入れてくださいという箱が。あれを県の教育委員会は参考にしますと何かに載ってたような気がするんですけども、その各会場で出される見た後の意見、これは参考になさるんですか、なさらないんですか。

○谷口義務教育課長 教科書展示会の会場の方には、意見箱をどこでも設置しております、感想等を記録していただく用紙を準備しております。いただいた資料については、まず、市町村教育委員が、採択協議会等そちらの方に参考意見という形で選定の資料として活用していただくようお願いをしております。もちろん県立中学校の御意見等もありましたら、うちの方の採択といいますか、そういうところの参考資料として活用させていただきたい、そういう思いを持っております。

○松田三郎委員 ということは、各採択地区に、こういう意見がありましたよというのをそのまま提供されるということですか。

○谷口義務教育課長 はい、そうです。

○松田三郎委員 一部には、組織票的な動きというのは、どこの会場あるいは他県でも何かそういう話があるということではございまして、ちょっと今確認しませんでしたけれども、例えば参考にするのはもちろんです

ね。せっかく書いて入れていただいたのに、全く参考にしませんというのは御無礼な話でしょうけれども、じゃあ丸々その生のデータのままを100%参考にするのかというと、今言いましたように、組織票的に、ある教科書、これがいいと思う、そういう勢力が集中的に何十票も何百票も入ったというのはちょっと不自然でしょうから、そういうのは丸々100%参考にするというわけにもいかないでしょうから、そういう意味では、県の教育委員会が一回聞き取って整理したのを出されるのかと思いましたが、そうではなくて、確認ですけども、課長、その採択地区に、こういう意見がこれぐらいありましたよというのをそのまま提供なさるといことなんでしょうか。

○谷口義務教育課長 一応入っていた資料につきましては、こちらの方も、どういう中身が入ったかというのを確認するといひますか、参考資料にするという意味でコピーをしたり、うちの方ではして、うちの方の活用に使わせていただくといひますか、それ以外の部分については、コピーした部分を採択地区協議会の参考にということをお願いしておりますけれども、その使い道といひますか、組織票とかそういうものの判断あたりにつきましては、採択地区協議会の方で判断をしていただくといひますか、そういうことで対応をお願いしているところでございます。

○松田三郎委員 はい、わかりました。

最後に、さっき教育長も御発言がありました、例えば調査員がいらっちゃって、選定委員会があつて、最終的には、教育委員さんなり——教育委員の方にちょっと失礼な言い方になろうかと思いますが、やっぱり何十冊であるのを全部読む教育委員さんというのは恐らくいらっちゃらないと思います。そういう意味で今のようなシステムにもなっているわ

けでしょうけれども、少なくとも例えば算数、数学の本というのは、だれが書いても余り、自然科学系はそうそう主観が入りにくいとは思いますが、今評判になっている、例えば歴史であるとか公民であるとか、あるいは場合によっては音楽も何かそういうのが取り上げるテーマによる、あるいは国語も大分違うんだと、思想的にという話があるならば、まあちょっとその辺なつと読んでみようかというような教育委員さんが多いのを私は信頼しますが、なかなか私の知り合いの教育委員を見ただけでも——今保護者からも教育委員を入れねばならないということで、非常に若い教育委員さんもいらっしゃると。若いからだめだという意味じゃなくて、なかなか、読もうと思うのかなと、それぐらい責任感を持って臨んでいただいているのかなというちょっと心配もありますので、もちろん県の教育委員会から、各教育委員さんはちゃんと全部読んでくださいというような指導なり通知というのは、これは難しいと思いますが、できるだけそういった、それぐらい重要な重責なんだというようなところを、もう少し認識を喚起するような何かをしていただければと。

といひますのが、私も娘が2人おりますが、何も——我々自民党ではございますが、保守系の議員が事実を隠したりとか、そういう、あるいはうそを書いてあるような教科書がいいと言っているわけではなくて、子供が読んで、日本を嫌いになる、あるいは自分たちの先祖を嫌いになるというような感想を持つような教科書はどうだろうかというのが素朴にありますので、ぜひ県立中学におきましては、教育長お忙しい中に暇を見つけて読んでいらっしゃるといひますので、頑張ってくださいたいと思います。

最後になりますが、人吉市で、実はほかの地域でもそうかもしれません。特定の2つの教科書を絶対採択しないでほしいという市民が教育委員会に対して要望をなさっておられ

ると。我々も、個人的には、あれがいい、これがいいというのがありますよ。ただ、特定の教科書を排除するようなお願いをする、あるいは、それが場合によっては圧力に感じられることもあるんじゃないかと思っておりますので、そういった意味で心配をしておりましたので、教育長の御答弁を聞いて安心したところでございます。

以上です。長くなりました。済みません。

○重村栄委員長 ほかにございますか。

氷室委員、どうぞ。

○氷室雄一郎委員 時間がないと思えますけれども、ちょっとここで聞く質問にはなじまないと思うんですけども、私は、花火大会を江津湖でもらいたいと。我が家の近くで眺められる面もあります。

本部長に一言だけ。

今の場所での花火大会は、市の部分でございましてけれども、警備上のさまざまな問題等で非常に難しいという判断をされているのかどうかということと、もう一つは、じゃあほかの場所であれば、その警備上の問題等は若干今の場所とは異なって可能性があるのかとか、その1点だけちょっとお願いします。

○中尾警察本部長 ちょっとまだ具体的に話をさせていただいていないというのが現状だと思います。申しわけありませんけれども。

○氷室雄一郎委員 全く市の方から……。

○中尾警察本部長 ないわけではないんですけども、安全面として、こちらとしてこれは問題だとかなんとか、そういうふうな話にはまだ至っていないということです。

○重村栄委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

ないようでございますので、本日の議題はすべてこれで終了いたしました。

それでは、これをもちまして第2回文教治安常任委員会を閉会いたします。委員各位、執行部の皆さん、大変お疲れさまでございました。

午後0時46分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

文教治安常任委員会委員長